



第418号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所「がんばろう、日本！」国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面 2 3面 一灯照隅(地方議員のコラム) 4 5面 エネルギーから経済を考える

20世紀型「持たざる国」の漂流か 21世紀型自立分散型社会への選択か

3・11後の「新しい現実」を未来への一歩とするために

3・11から3年 明日はどっちだ

「フクシマがあったのに、日本はまだ原発を動かすつもりなのか」「日本人はもう、フクシマのことを忘れたのか」...

支持を急速に落として、緑の党がSPD(社民)と組んで、ドイツではじめてとなる緑の党の州首相が誕生した。...

「脱原発」は都知事選の争点にもなった。票数だけみれば、「脱原発」を掲げた細川・小泉連合が、原発再稼働を掲げる安倍総理に応援された舛添氏にダブルスコア以上で惨敗した...

「新しい現実」をどう認識させていくか。二〇一五年の統一地方選は、そのひとつのステージになるかもしれない。

前の英独関係に例えたことにヨーロッパでは懸念が高まっている。これも真意の如何や通訳の是非といったレベルの問題ではない。

一灯照隅 第八十四回

より市民に開かれた議会、市民とともにある議会をめざして

山本ひろふみ（京都市会議員・同人）

機関紙「日本再生」を購読されている皆様におかれましては、それぞれの立場で主権者として活躍のごこと存じます。私は京都市議員の立場から最近の議会の動きと、議員団としての活動を紹介させていただきます。ご笑覧いただければ幸いです。

通称「乾杯条例」施行一年を経て

今からおよそ二年二ヶ月前の2012年12月26日、京都市会にて、議員提案された「京都市清酒の普及の促進に関する条例」が、全会派一致で可決されました。京都という、神社仏閣や観光というイメージが浮かぶかも知れませんが、伏見という地域を中心に、全国の清酒の約二割を生産する酒どころでもあります。「清酒で乾杯」を掲げる条例は全国で初めてのももあり、マスコミでも取り上げられ、その後各地域で日本酒はもとより焼酎やワイン、地域の焼酎物などの地場産品を使った乾杯を進める条例が制定されています。一方で、様々な要因、考え方により同様の条例が否決された自治体もあるといわれています。

京都市での条例制定にむけた委員会質疑のなかでは、「宣言や憲章、議会決議などではなく、なぜ条例なのか?」「京都市には、清酒も対象となる『京都市伝統産業活性化推進条例』があるが、それでは不足なのか?」

「京都には国指定の17の伝統工芸品、京都市が条例で指定する73の伝統産業（清酒はこの中に含まれます）がある中で、なぜ清酒なのか?」「現在の『乾杯』のスタイルは元来の日本の文化ではなく、外来のスタイルではないか?」「嗜（し）好品を条例で縛るのはいかがか?」などの意見が相次ぎましたが、「決して強要するものではないこと（当然ですが）」「既に根付いている『乾杯』という習慣を『清酒』で行うこと」「清酒を通じて、日本食や漆器、焼き物、さらには織物や染物などの伝統産業全体が盛り上がることを目的であること」という理解が議会内ですすみ、協議の上、一部修正のうえ、全会派一致で可決しました。

条例は制定して終わりではありません。条例の第3条には事業者の役割として、「清酒の生産を業として行う者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組む」とうたっています。条例制定後、何よりも頑張ったのは、酒造メーカーの集まりである「酒造組合」です。条例が成立されたことを受けて、条例施行日（2013年1月16日）よりも前から、各業界の新年会の主催者に積極的に営業活動をされたとお聞きします。「これを機に、ぜひとも乾杯は日本酒で!」「樽酒も準備できますから、ぜひ、鏡開きを」といった具合です。

かという私たちも政界の新年参加する中、二時間2200円で試飲し放題のイベント等は大盛況でした。平成26年度予算においても「日本酒条例サミット（京都）（仮称）」の開催予算として500万円が、伏見ならでの日本酒をテーマにした地域活性化に向けた「伏水・蔵まち構想（仮称）」の策定に1260万円が提案されています。

条例に定めた通り「事業者」「本市（執行機関）それぞれがそれぞれに役割を果たし、さらにはマスコミ報道などの効果も相まって、京都市における「乾杯条例」は広く市民はもとより、全国に知られるようになっています。

これが、低迷する伝統産業関連業界のV字回復にすぐにつながるとは思えませんが、小さくとも明るい兆しが見えたように思います。今後、それぞれがそれぞれの立場で、努力を重ね、清酒で乾杯することをほじめ、京都の伝統産業品や、昨年ユネスコ世界無形文化遺産に登録された和食が実生活に根付き、販路や需要が拡大し、伝統産業界全体の底上げにつながることを、立法に携わった一員として期待するものです。

京都市会における議会改革の取り組み

さらなる市民参加にむけて、京都市会では、常設の特別委員会として、市会改革推進委員会を設置しており、今年度より私が会派を代表して副委員長を務めさせていただいております。今年度は主に議会基本条例について議論を積み重ねてまいりましたが、「骨子（案）」の作成↓市民説明会の開催↓議会基本条例（案）の作成↓パブリックコメントの実施↓パブリックコメントの意見を反映↓という過程を経て、2月14日の委員会で最終確認が行われ、3月17日の2

月市会最終本会議にて成立する見込です。一方で、市会改革推進委員会での議論が充実したこともあります。一つは、常任委員会のISTREAM配信です。これまで、議会のネット配信は、本会議と予算・決算委員会における市長総括質疑について、業者に委託の上、行ってまいりましたが、実質的な議論が行われる常任委員会、予算・決算委員会については、その経費などの問題から実施されてきていませんでした。しかし、ここまでにインターネットが普及し、スマートフォンやタブレットも普及がすすむ中で、「開かれた議会」を目指す議会として当然取り組むべき課題としての理解も各会派で進み、実施にいたりしました。若干、広告云々の議論はありましたが、民間のサービスを利用することにより、経費の大幅削減にもつながりました。ISTREAMを利用したネット配信は政令市では初めての取り組みとの事です。

またこれまでから、京都市会では閉会中においても毎月第二週と第四週に常任委員会を開き、閉会中審査を行ってまいりましたが、この取組をより発展させることにも、議長権限で、より弾力的に本会議を開催し、市長専決などをなくすことにより議会の権能を高める為、平成26年度より、地方自治法102条の2による一会期制による通年議会を実施いたします。

議員団としての取り組み

私達、議員団として、常に意識しているのは市民参加です。決して迎合するという意味ではなく、常に市民目線に立ち、意見を交わし、意思決定過程において市民の声を反映してまいりました。具体的な取組を二つ、紹介させていただきます。

●会派による議会報告会 私達の会派では、三年前より、より深く議会のことを主権者に知ってもらおうと、決算を審議する9月定例会の後、予算を審議する2月定例会の後に、広く主権者を対象とした議会報告会を開催しております。この議会報告会については、三年前の統一自治体選挙で会派として提唱した会派マニフェスト（通称：京都スタイル）に掲げた項目でもあります。

内容は、それぞれの議会での取り組みが中心になりますが、心がけているのは、公平中立に報告すること。また議会としての報告会を実施できていない議会ではありますが、その本格的な実施を見据えた機会たとも捉えています。また、後半には参加いただいた方々との意見交換を行います。それぞれ開催する地域によって、様々な意見をいただきますが、その事も踏まえ、以降の議会での発言にいかしてまいります。

●会派による事業仕分け

私達の会派では、構想日本に協力いただきながら、四年前から毎年一回、京都市事業に対する事業仕分けを実施しております。毎年12事業を2つの班に分かれて、それぞれ担当職員と議論を交わし、継続・要改善・再検討・廃止などの結論を導きます。これまでも、京都市が導入していた観光地などの有料トイレである快適トイレが廃止になるなど、実益も得てまいりました。

特に、ここ二年間は「市民判定期人方式」を採用し、各班12名程度の主権者の方々にも判定期人として参加していただき、判定に協力していただきました。時には仕分け人と、市民判定期人の仕分け結果が異なる事もありましたが、事業仕分けは判定結果もそうですが、そこに至ったプロセス、議論の中身が大切です。

もちろん、それぞれの判定結果は以降の議会での発言にいかしていくこととなります。

むすび

2007年の初当選以来、七年間の充実した議員生活をおくらせていただいております。それ以前の国会議員事務所での四年間のキャリアを加えると、政治の世界に十一年間身を置いてきた事になります。この間、国政においては政権交代が二度おこるなどしましたが、京都市政は政治的には比較的安定的な市政運営がなされてまいりました。

やはり感じるのは多数派形成の重要性であり、それにいたる議論の大切さや、国民運動の必要性です。国会の議院内閣制とは違い、地方政治は行政機関の長（市長）と、議会の構成員である議員がそれぞれ、主権者の直接選挙によって選ばれる二元代表制です。全国を見回しても、議会の過半数を一つの会派・政党が占めている議会は稀であり、

り、京都市会においても一つの会派・政党が過半数を占めている状況ではありません。だからこそ必要になるのが多数派形成です。私達はいまだ第3会派に甘んじており（13/68）ですが、議会の中でそれなりの存在感を示せる状況です。来年四月には改選を迎えますが、より存在感を示し、議会の中でインシアナを占めるよう頑張りたいと思います。

そのためにも個人はもちろん、会派・政党としての発信力を強化していかなくてはなりません。前回の統一自治体議員選挙の際に策定したマニフェストを検証したうえで、主権者のコミュニケーションツールとして、さらに進化させたマニフェストを作成し、主権者に示していきたいと思っております。今後とも、「がんばろうー日本 国民協議会」に集まれる主権者の皆様のご指導をお願いいたします。

「がんばろう、日本!」国民協議会 会員になりませんか

同人会員 24000円 / 購読会員 3500円 賛助会員 50000円 (いずれも年間)

郵便振替 00160-9-77459 「がんばろう、日本!」国民協議会

会員には機関紙「日本再生」(月刊)を送付。同人会員は、「囲む会」(東京)参加費1000円 / 購読会員は2000円。要綱 (http://www.ganbarou-nippon.ne.jp/) をご参照ください。



一灯照隅 第八十五回

当事者として課題に直面している区民の代表として

はじめに

私は、はじめから政治の世界を目指していたわけではありませ...

個人的なことから話をしますと、私自身、子どもが生まれた時に会社を辞め、連れ合いの産...

今で言うイクメンの走りかもしれません。その子育ての中で多くの体験をさせていた...

赤ん坊と二人きりで日中過ごしている時、社会から取り残されたような焦燥感を覚えたり、自分も子どもも体調が悪い時、泣き止まない子どもを抱えてつらい思いをしたこともあります。それも今となっては、仕事一辺倒では知ることのできな...

逆にな、子どもの成長を間近でみる喜びを体験してきたことや、子育ての仲間としての親同士の出会いやつながら宝物だと思っております。

かわごえ誠一（葛飾区議会議員・同人）

活動の原点

さて、私の市民活動のスタートは学童保育増設活動と三番瀬保全活動です。

まず、学童保育クラブの増設活動のきっかけは、自分の子どもが通う小学校に学童保育クラブが無いと知ったところからです。はじめは、自分の子どもだけがこの不便さを我慢するしかないと思っていました。同じマンションに住む同年の保護者と話していると、実はみんな困っていることがわかってきました。個人の問題が実は社会の問題だったのです。

困っている親同士が集まって、やはり学童保育クラブが欲しいとの話になった時、ちょうどその場にいた男性が私一人代表となってしまいました。正直に言ってしまうと、はじめから積極的に手を挙げて活動を引っ張っていくような意気込みは持っていませんでした。

その後、当時の学童保育クラブ連絡協議会の助けを借りながら、行政との交渉等をはじめることになりました。私たちが進めてきた活動は、行政に対して公設学童保育増設を要求するだけではなく、現役の在校生保護者に、学童保育クラブの希望調査を取ったり、近隣の幼稚園保育園の保護者に、学童保育クラブ入所の希望アンケートを取るなどデータを積み重ねていきました。

公設公営の要求を押し通す連

必要性を考えていくシンポジウムなどを重ね、また干潟やまちで市民参加のワークショップなどを進めてきました。

ここでは、ステークホルダー以外の市民がどのようににかかわっていくかを考え、まちづくりのなかで行政の情報について検証をし、どのように市民参加を進めていくかなど、住民自治について学ばせていただきました。

以上の二つが私の活動の原点です。必ずしも積極的に参加するのではなく、活動の進め方、活動の中で気づきがあり、学びがあり、そして人と人との出会いがありました。

そこから入らせてではなく「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」ことを学び、そして「子育ての自治」を確立していく事、これがその後の活動の基本となりました。一方的に行政に対して要求や批判をするのではなく、自分たちも汗を流していく事、データを積み重ねていく事の大切さはその後の活動にも活かされ、常にこの基本を持ち続けてきました。

また、学童保育クラブができた時は自分の子どもは卒業した後だ、とわかっても続けてこられたのは、同じ活動をしていた仲間の力であり、どの子どももよく育つ環境を求めなければ我が子より良い育ちは保証できない、という事が基本にあったからでした。

同時に、三番瀬の保全活動にも立ち会うことになりました。偶然参加した観察会で、三番瀬のシンポジウムの話を聞き、顔を出したことから繋がりとなりました。

当時は三番瀬埋め立て計画に対して賛成反対に二分され、反対派の中にも対立がある状況で、一般市民がかかわれる状況ではありませんでした。そこで、私たちは賛成反対ではなく、その埋め立て計画にある一つひとつの事業を検証し、

での項目は、基本的には駅頭で訴えてきたことを中心に聞くこととなりました。

①区民との協働について
私が進めてきた活動からも、区民と行政との協働は欠かせないものだと思っています。しかし、現実には行政からは労働力として住民参加が求められていくのではないかと考えてしまうことも少なくありません。自分たちのまちは自分たちで作っていくという意識を区民が持ち、行政が支援をしていくためには信頼関係が必要です。また、協働は行政のあらゆる分野に関わることとなり、その集約のシステムもできていません。今回はそのことを中心に質問をしました。

区からは、区職員が直接地域に赴くなど、意識改革を行っていく事、庁内に協働推進本部を設け情報集約を担っていく事、区がコーディネート機能を果たしていくことが必要であるなどの答弁を引き出すことができました。

②歴史文化の保全継承について
次に葛飾区には、道祖神や道標など歴史的な資源が点在していますが、総合的な保全計画がありませんでした。地域に残る歴史・文化の保全と継承について、調査研究だけでなく、まちづくりの視点など総合的な取り組みを求める質問をしました。

これに対しては、まちづくりや観光としても重要な資源と認識し、保存と活用に努めるなどの答弁をいただきました。

③困難を抱えた子ども・若者の支援について
現在子どもたちは、学校現場でのいじめや不登校、貧困、ひきこもりなど様々な困難に直面しています。その中で社会全体で子ども・若者を支援していく事を目標に、平成22年に策定された内閣府の大綱「子ども・若者ビジョン」の取組みについて

伺いました。
質問の通告をした段階で、理事者から現時点で区には組織の枠を超えた支援をする「子ども・若者ビジョン」に対応できる部署がないとの話がありました。それでも質問をすることとし、政策経営部からの答弁となりました。そこでは今後、区内で活動している団体と情報交換をするなどし、ネットワークづくりや支援の方法について検討をしていくと答えをもらいました。

クを進めている団体と、政策経営部との情報交換の場所を設けることが出来ましたが、少しずつ歩みを進めていきたいと思えます。

今後の活動

区議会議員として活動を始めて、まだまだ駆け出しです。しかし、私自身今までの市民活動の延長線上に区議会の活動があると考えています。

今後、どのように区民の活動をつなげていくかが大きなテーマになっていくと感じています。人と人とのつながり関係性は、社会資本・ソーシャルキャピタルとして大きな力となると信じています。そのための市民性・シチズンシップを持った仲間をつなげ、育てていく事

が重要な鍵となると感じています。

私は、当事者として課題に直面している区民の代表として選ばれたと思っています。選挙戦中の駅頭でもお願ひしていましたが、区議会議員として白紙委任を頂きたいとは思っていません。目の前の課題について一番切実に感じているのは、当事者である区民ひとりひとりで、その課題を解決するためにも歩み、ともに汗を流していきたい、そのように願っています。

地域から変える 自治の力で変える

シンポジウム・セミナーのお知らせ(4月)

◆シンポジウム

「自治体財政と地域民主主義」
4月13日(日) 13時から17時 アルカディア市ヶ谷 5階「大雪」
参加費 2000円
《問題提起とパネルディスカッション》
廣瀬克哉・法政大学教授、諸富徹・京都大学教授、田中秀明・明治大学教授
松本武洋・和光市長、石津賢治・北本市長

◆関西政経セミナー

「地域の課題を解決する地域の総合力ー地域自主組織の底力」
4月27日(日) 14時から18時 エルイン京都 会議室
参加費 1000円
《問題提起とパネルディスカッション》
岩崎恭典・四日市大学教授、諸富徹・京都大学教授、川勝健志・京都府立大学准教授
田中誠太・八尾市長、隠塚功・京都市議、四方源太郎・京都府議
山中光茂・松阪市長(予定)

■問い合わせ 03-5215-1330

□インタビュー□

地域に根づく企業だからこそ、エネルギーから経済を考える

鈴木悌介・エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議代表理事に聞く

□エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議。https://eneki.jp/ 原発に依存しない「新しい現実」を創りたいという経営者のネットワークだ。代表理事の鈴木悌介氏は、慶応元年（1865年）創業の老舗「鈴廣かまぼこ」（小田原市）副社長。同会議について、鈴木氏にお話を伺った。

経済界から「もうひとつの声」をあげていく

エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議を立ちあげた、ひとつのきっかけは「二」です。ただそれ以前から、会社を経営している立場からいろいろ考えることがありました。日本は戦後復興から高度経済成長を経て、いま大きく社会環境が変わってきています。温暖化や地球資源のような環境制約といわれる問題もそうですし、人口減少という問題もあります。このように経営環境が大きく変化しているなか、われわれ経営者もこれまでと同じようなやり方では、経済の持続的な発展は難しいのではないのでしょうか。

もちろん鎖国するわけにはいきませんが、グローバルな世界のなかで日本と

いう国がどうやって尊敬されつつ、リーダーシップをとっていけるのか。そういうことも合わせて考えたときに、日本の「売り」とは何なのか。そんなことを考えていました。

やはりひとつの答え—すべての答えではないと思いますが—は、「地域」だろう。地域の場所文化的なもの—地域の歴史とか風土、そこに育まれた広い意味での文化、そういったものを磨きなおして世界商品していく。そのためには当然、地域がもっと自立していくことが必要です。国が上で地域が下ということではないような関係にしないといけない。そういうことも含め、個性豊かな地域が連なったしなやかな強い国にしたい。



鈴木悌介（すずき ていすけ）
エネルギーから経済を考える
経営者ネットワーク会議代表理事
鈴廣かまぼこグループ
代表取締役副社長

1955年生まれ。上智大学卒。米国にてかまぼこ普及のため現地法人を立ち上げ、経営にあたる。帰国後、家業の経営に参画。商工会議所をはじめとして地域の活性化をめざす活動にも取り組む。著書「エネルギーから経済を考える」（合同出版）

かなければ—そんなことを、「二」以前から考えていました。

「二」があって、私たちがこれまで目を背けてきたような現実を見せられることになり、もう一度地域というものを考えなければいけないと、さらに強く思うようになったのです。

同時にエネルギーについても考えさせられました。私たちの商売にとってエネルギーというのは必要なものですが、そのエネルギーに関して、これまでは人任せにしてきたのではないかと。そろそろ他人事としてではなく、自分事として考えていかなければならないのではないかと。

そんなことを仲間と話していくなかで、原発にも話が及びました。原発自体の危険性もあるし、使用済み核燃料の問題も大きい。わけの分からないお金の流れもある。ここに頼っていてもしょうがないんじゃないか。日本人の知恵を集めれば、原発に頼らずにやっていけるエネルギーの仕組みもつくられるんじゃないか。そう思って全国の仲間を募り、「エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議」をつくりました。

私たちの会は、反原発運動をしましうという会ではありません。私たちは売人ですから、成果を生まないとしょうがない。反対運動ではなく、「新しい現実」を創っていきたい、ということなんです。

もうひとつは、経済界から「もうひとつの声」をあげていきたい。一昨年の秋以降、原発が次々に定期点検にはいり、原発が動かないと経済が動かないと言わ

れ始めてきました。その当時思ったんですが、よく「二・六・二」といわれますね。どんなことでも大抵、両端に二割ずつくらい意見の人がいて、六割の人は「どちらでもない」「よくわからない」という話です。

原発についても、一方には「原発がないとこの国はやっていけない」という人たちがいて、その反対側に昔から「原発反対」と言ってきた人たちがいて、今回の事故で初めて真ん中の人たちが「二」と思ったわけですね。しかし声が大きいののは、最初の二割なんです。経済界はメディアを動員して「原発がなければやっていけない」といいます。反対側の二割

無数の「新しい現実」を 同時多発的に創りだすために

取り組んでいることは、「再生可能エネルギーを中心とした地域のエネルギー供給体制を、小さくてもよいから同時多発的に構築していくこと」と「賢いエネルギーの使い方を学び、実践していくこと」です。

私たちは地域の中小企業が多いわけですが、その立場からすると、地域のなかできちんとお金が回っていて、持続可能で安心安全な経営環境がないと困るわけです。そういうことから、地域でエネルギーのことを考えていく必要があるだろう。地域地域で再生可能エネルギーを中心としたエネルギー自給の仕組みを、小さくてもいいから作っていく、そういう動きを起していきたいということがひとつ。

もうひとつは、もっと賢いエネルギーの使い方があはずなので、それをしっかり学んで実践していこう。いわゆる省エネですね。

再生可能エネルギーを増やしましょうとか、省エネをしましょうというだけでは、みなさんおっしゃるんですが、具体的な実践になると「なかなか難しい」「簡単に自分たちにはできないことじゃない」

はイデオロギーだとか、かたよっているとか文化人が現実も知らずに言っているとかいわれてしまう。そして真ん中の六割の人は、いまだに「よくわからない」と。原発はないほうがいいが、原発がなければ食べていられないんじゃないかと思っ

てしまう。そういうなかで、私たちはちっぽけな存在かもしれないが、経済界の声として「こういやり方もあるのではないかと」ということを示そうと。あえて市民運動とは違う形で、経営者が集まった組織として経済界の「もうひとつの声」をあげていこうということで、ベタな名前の会議を立ち上げたわけです。

と聞いている方が大勢いる。それに対して「こうすべきだ」と声高に言ってもあまり意味がないので、私たちは自分たちができることをしっかりとやって「新しい現実」を見せていこうというつもりです。

私たちは、小さいですが自分の会社を持っていきますから、経営者として決断すればできることはいろいろありますね。それから地域で商売をしていますから、地域の仲間がいます。地域で力を合わせればできることがあるはず。そうやって、できることをしっかりとやっていこう。

それぞれの取り組みは小さなものかもしれないが、そういう小さな取り組みを日本中に無数に、同時多発的に起こせば、それが大きな力になるんじゃないか。私たちの立場、置かれている環境からすれば、この国をいい方向に動かしていくために、自分たちにはできることはそういうことじゃないか。

もちろん政治をあきらめたつもりもないし、いろいろな発信していくことも必要でしょうが、私たち経済人にもできるデモンストレーションというのは、小さくてもいいから自分たちの力の及ぶところで

新しい現実を創りあげていくことだろうと思います。

再生可能エネルギーにする省エネにして、大切なことはその地域の方が自分たちの問題として気がついて、「やろう」と思っ事を起こすことです。そのため情報とかノウハウを提供し、私たちがプラットフォームを作りそこで仲間を作っていくという活動です。

まだまだ地味ですし、息の長い取り組みになると思います。自分たちの今の商売をベースにしてできる活動というのが、一番長続きするだろうと思っています。全国で仲間を増やして、事例をたくさん作っていききたいですね。

当初は任意団体としてスタートしましたが、昨年十一月に一般社団法人にしました。手弁当でやっていますが、事務局体制などを整備しながら、息の長い活動ができるように枠組みも作りつつあります。

具体的には勉強会や総会などのほかに、昨年九月からは全国各地の「ご当地電力レポート」というものを配信しています。私たちのエネルギー会議で、フリーランスのライターを一人、特派員として契約して、各地の事例を紹介してもらっています。とくに「人」に会って、どうしてやっているのか、という苦労があるかなども含めて、レポートを配信しています。これはホームページに載せているので、一般の方も見る事ができます。こういうことを通じて、「あそこでああいうことをやっているなら、自分たちのところでもできるんじゃないか」と思ったいたい、「じゃ、どうしたらいいの？」というときには、私たちがネットワークのハブとして、いろいろな方たちとつないでいく。そういうことを始めています。

また自分のところで再生可能発電をやってみよう、あるいは省エネをやろうというときに、確かに役所にもいろいろ窓口はあるんですが、なかなか使い勝手がよくないという話を聞きます。そこで私たちの会では各分野の専門家の方にほと

5面へ続く

4面から続く

んどボランティアなんです。テクニカルアドバイザーとして登録していただ

エネルギーと地域の新しい関係

「顔の見える関係」で、ふるさとを次世代につなぐ

私たちも現実の中で生きていますから、いくら「いいこと」でもお金が回らないと長続きしないというのは、そのとおりです。

地元小田原でやっている「ほうとくエネルギー」でも太陽光発電に取り組んでいて、ひとつはメガソーラー、もうひとつは小田原市立の小学校や施設の屋根をお借りして、屋根貸しソーラーをやろうとしています。学校のほうは近日中に記念式典をやります。メガソーラーは三月くらいに動き始める予定です。これもいろいろなビジネスモデルを描きながら、これならお金が回りそうだと「ほうとく」でやっています。

ただやはり普通の営利目的だけの事業とは、アプローチが違うんですね。「ほうとくエネルギー」という会社は昨年十一月につくったんですが、地元で二十四社、三千四百万円を集めました。そのときも厚い目論見書があったわけではなくて、紙一枚を地元の知り合いの経営者を持って行ってお願いしました。多くの場合、「まあ、お前が言うならしょうがないな」と出資してくれたんです。これはとくに震災以降感じていることなんです。ひとつのキーワードは「顔の見える関係」だと思います。近代の企業社会というのは、プレーヤーの顔が見えない関係になっています。もちろん株式会社というのはそういうもので、顔の見えない株主から広くお金を集めて事業を行うので、そこに権利義務にかかわる厳格なルールも発生するわけです。これはひとつの合理的な仕組みではありますが、同時に冷たい仕組みでもある。しかし今回の取り組みに関しては「顔の見える」関係を基本にやっています。

て、会員から相談があったときはそこにしないで、技術的なサポートができる体制をつくりました。

地元の企業が出資して三千四百万から始め、去年増資して今は五千万になっています。ゆくゆくは市民ファンドを募っていきなと思っています。

普通のビジネスのアプローチだと、「そんな儲からないもの、やってもしょうがないじゃないか」となるわけですが、これはちゃんとお金が回りそうだと「ほうとく」目論見をつけながら、もう片方では「これは意味のあることだから、儲からなくてもやろうよ」ということなんです。もちろん損をしたら困りますが。

そういう仲間との関係をどうつなぐっていくか。地域で事を始めるときに、そういう人的なネットワークがないと、なかなか難しいと思います。むしろそういう関係が前提としてあって、事業をやることでさらにそうした人的ネットワークが広まっていく、という効果もあると思います。とくに地域で、そんなに儲かるわけではないけれど意味のある仕事を一緒にやるというのは、いろいろな波及効果も含めて考えていくと大きな意味がある。そういうことに賛同してくれる人は、確実に増えているんじゃないかと思えます。

まあ私もそうですが、会社の経営は大変ですから、みなさん、どうやって食べていくかという現実のなか、どこかで楽しんでみながら、どこかで苦しみながらやっている、というところじゃないでしょうか。私ももとは小田原でかまぼこ屋をやらせていたんですが、今年で一四九年になります。たとえばこの地に何かあったときに、よそへ移ってかまぼこ屋をやるというのではできないんですね。ちょっとどこかは箱根駅伝の中継ポイントなんです。私たちはあの箱根駅伝のランナー

のようなもので、代々受け継いだ「たすき」をいかに落とさずに次の世代につないでいくか、ということが一番大切なことなんです。できれば順位がひとつでも上がればいいかもしれませんが、つなぐことが大切なんです。

例えば「ここは自分の工場だ」「ここは私の土地だ」と言いますが、それも所詮借り物だと思えます。地主さんや家主さんから借りている、という意味ではないんです。未来から借りている「もの」だと思えます。ふるさとというのはそういうもので、日本人は、借りたものはきれいに返す、という心根を持っていきます。それは大げさにいえば人生観、宇宙観、死生観にも通じるものだと思います。そういうものがあるからこそ、日

□インタビュー□

地域に根ざした企業として、持続可能な社会をめざす

鋤柄修・中小企業家同友会全国協議会会長に聞く

□地域に根ざした中小企業家の集まりである、中小企業家同友会 <http://www.doyu.jp>。その全国協議会会長である鋤柄修・株式会社エステム会長に、お話を伺った。

自主、民主、連帯という理念の下、地域に根ざした企業として

中小企業家同友会の目的は三つあります。簡単に言うと「よい会社をつくらう」「よい経営者をつくらう」「そして」「よい経営環境をつくらう」ということです。これは非常に簡潔にまとめられているものですが、これを会員の学習のなかでいろいろな角度から深めていくということをやっています。

本ものづくり―緻密でチームワークを大切にものづくりが、世界で高く評価される。そういうものを失ってしまうと、日本のカッティングエッジが失われてしまっているんじゃないでしょうか。

だから地域や伝統を大切にすると、これは単なるノスタルジーや懐古趣味ではなくて、むしろ世界戦略的にも必要なことだ、それを失ってしまったら、世界の中で日本の位置はなくなってしまう。

そういう意味でも、地域がきちんとして持続可能になるようにしなければいけない。そのなかで商売をさせていたでいていくわけですから、自分たちが借りている「ふるさと」を少しでもよくして次の世代につないでいくことが、私

たちに課せられている責任だと思えます。

ですから、そういう考えと相容れないものについては、やはりきちんとしていってほしい。そして「いいこと」をやっていきますというのを、実践していく。そういうことで、人を説得していくことはできないと思っています。

一月十七日。聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部

うと。また会員である経営者は、自分の会社をこの精神を基に運用しよう。というところが共通認識になっています。私は、同友会運動と会社の経営は不離一体だとよく言っています。「車の両輪」といっていい方をした時代もあります。会に出ていくときは、よそゆきのカッパいことを言っていて、会社に戻ったらまったく逆のことをやっている、という経営者もなかにはいるんですね。そういうのは

て、この会は経営者が真摯に学ぶ会だということなんです。

経営者が学ぶことを目的にしている団体というのは、実はあまりないんです。経営者は皆それなりに自分で経営の勉強をして、それぞれのやり方で経営をしていますから、そういうことは持ち込まないのが普通なんです。しかしうちの会は、経営者が勉強しなかつたら「よい会社」なんてできないだろう。だから目的に「よい経営者になろう」と掲げて、経営者が学ぶ。経営者が学ぶことで、結果的に会社の経営がよくなる。順番からいって、行動するということ、その後の同友会運動の道筋をつけることになりました。

こうして東京、大阪、愛知、福岡、神奈川県に北海道、京都が参加して中同協を立ち上げたのが一九六九年。これが大きな流れになって各地に同友会の組織が作

分の会社のことばかり考えて、周囲のことばかり考えずにやってきた時期もあるんです。しかしわれわれの先輩たちは、融資が思うように得られないとか、材料が手に入らないとか、電気だって停電して操業できないというふうな非常に厳しい経営環境の時代のなかでも、がんばってきたわけですね。ですからやはり経営環境をよくしていく取り組みを、みんなで行わなければいけない。

大企業をてこ入れすれば必ず中小企業にもおこぼれが回ってくるということ、大企業に傾斜した時代もありました。そういう時代に、われわれの先輩は経営環境をよくする努力をしてきたわけですね。中小企業はとにかく数が多いですから、数の力で政府なり行政なりに物申す。ただわれわれは補助金目当ての圧力団体ではない。地域をよくするために、地域で発言しようとしています。

同友会は主に各県単位で運動を展開しています。その全国組織が中小企業家同友会全国協議会（略称 中同協）です。

日本中小企業家同友会（現東京同友会）の誕生が一九五七年で、そこから全国組織の中同協の設立には十二年の歳月を要しました。その間に大阪、愛知、福岡、神奈川と同友会は広がり、この五つの同友会は定期的に会合を持つようになりました。そのなかから「全国組織をつくらう」との気運が高まってきましたが、その際に中央と地方組織が上下関係となる単一の連合組織とするのではなく、それぞれの同友会が対等平等の精神で運営できる「協議体」にするのが望ましいということになり、「中小企業家同友会全国協議会（略称中同協）」の名称でスタートすることになりました。このことは、中小企業家自身の力と知恵を自主的、創造的に出し合い、共通の基本理念で団結し、行動するという、その後の同友会運動の道筋をつけることになりました。

こうして東京、大阪、愛知、福岡、神奈川県に北海道、京都が参加して中同協を立ち上げたのが一九六九年。これが大きな流れになって各地に同友会の組織が作

5面から続く
られ、現在は全都道府県に同友会ができています。最後に秋田県に同友会ができたのが七、八年前だったと思います。そして民主、民主、連帯という理念に、

東日本大震災からの復興と 持続可能な社会をめざして

同友会のごうした地域に根ざしたあり方は、3.11の際にもいかになく発揮されました。私たちはすぐに全国に呼びかけて義捐金を集め(5月までに約二億五千万円)、それを被災三県、岩手、宮城、福島に送りました。また食料をはじめとする支援物資についても、全国から集めていち早く現地に届けました。

このときは、全国から集めたものをバラバラに持っていったもダメだということ、いったん新潟に集めて、そこから被災地に運びました。運輸業をやっている会員がいますから、そういう人たちが中心になって新潟とか山形から運んだ。そこは他団体に比べても、動きは早かったと思います。

もうひとつ付け加わったのが「国民とともに歩む」ということです。われわれ中小企業はその地域で国民、市民と一緒になって地域で存在感のある企業へつくりたい。

もそこまでの足がない人には、会員のバス会社と連携して一日一回、バスで買い物に行けるようにした。そんなことも会員が自主的にやりました。自主、民主連帯の実践ですね。そういう事例がたくさんあります。

インターネットがありますから、そういう事例が事務局を通じて全国に流れるわけです。それを見て、私たちも勇気づけられました。

二年くらい経ち、復興も次の段階に進まなければならぬという時期に、今度はリーナス <http://reesdow.jp/> という組織を立ち上げました。この「REES (The recovery from the Great East Japan Earthquake & the Shift to a "sustainable society")」とは「東日本大震災からの復興と持続可能な社会をめざして」の略で、中協東日本大震災復興推進本部研究グループの名称です。じつは「リース」「花輪」にかけて、輪をつなぎ広げたいことをイメージしています。



鋤柄修 (すきがら おさむ)
中小企業家同友会全国協議会会長
株式会社エステム取締役会長

1941年生まれ。三重大学卒。本業の水処理プラント設計・施工・管理会社「エステム」(本社・名古屋)では創業者を片腕として支え、91年に社長に就任、02年より会長。バブル崩壊後、愛知同友会がもっとも伸び悩んだ時期に代表理事を務める。2007年より中同協会長。

た。ひとつは復旧復興に関連して、行政に対して提言なり苦言なりを発信していること。もうひとつはこれを契機に、原子力に頼らないエネルギーを考えた。原子力発電所については、われわれの中でも議論して「すぐによめる」という意見と、「段々にやめる」という意見と、「やめたら困る」という意見がでて、まとまらないんですね。一般市民なら「やめよう」ということで、まとまるかもしれないが、やはり経営者となかなかそうもいかないんです。ただ、原子力に頼らないエネルギーシフトを考えようじゃないか、ということではまとまる。こういう二つのグループを作りました。

エネルギーシフトについては、昨年十月にドイツとオーストリアに視察にいきました。ドイツは脱原発を掲げていますが、あそこはたどり着くまでにはやはり二十年くらいかかっているんですね。また日本でも福島原発事故があったので、それが決定的になった。ドイツは石炭はあるが石油やガスは外から入れるしかない。政治的には弱い立場にある。ガスはロシアからだし、石油もいつまでもあるわけではない。じゃあ原子力発電はどうだということをやってきたわけですが、そこを転換しようとしている。

またオーストリアの原発は、完成したけれど動かさなかったんですね。聞いてみると、(国民投票で)反対が50・4、賛成が49・6だったんですね。ただそこはさすが民主主義の国だと思いましたが、僅差でも反対が多かったということ、完成した原発を動かさないことには、これはすごいなと思いました。われわれも帰ってから、いろいろと議論はしているんです。流れとしては、原子力発電に頼らないようなエネルギーシフトを、われわれ中小企業の立場で考えようということになりつつある。そこで「中小企業のエネルギー宣言」を出そうじゃないかということ、準備に入っています。

私どもの全国総会は毎年七月なんです。今年も新潟で開催します。新潟も柏崎刈羽原発を抱えていますし、われわれがエネルギー宣言をする場所としてもいいのではないかと。地域で使う電力は地

雇用と納税を地域でしっかりやりつつ、 エネルギーも地域から考える

エネルギー以外にも、今の日本の国や社会が抱えている問題、課題はいろいろあります。ただそういうことについては、なかなか会の中でも議論できていないんです。先輩からは、「お前たち、日本の将来のことも考える」とハッパをかけられているんですが。

じつはそうしたが、リースを作ったきっかけのひとつでもあるんです。日本が抱えている大きな問題について、中小企業といえども考えるべきだろう。会の目的である「よい経営者になろう」という文言のなかには、「総合的な能力を身につける」と書いてあるんですね。総合的な能力ということは、自分の会社や自分の団体だけではなく、日本が世界のなかでどういう位置づけになっており、これについてはどう考えるべきだろうという発言ができる、ということも含まれているんです。

先輩のアドバイスもあって、リースではエネルギーについてそういう議論をしていこうとしているんです。ただ会の運営として、外交に例えれば等距離・全方位のような形でいろいろな団体とつきあってきていることもあり、政治的な問題について会として何かまとまった見解を出したり、それについて議論をしたりするのはなかなか難しいんです。

中小企業にかかわる問題、例えば消費税などについては議論はします。やはり賛成・反対、拮抗するんですね。結局、会としての結論は出ずに「財政問題から考えれば、やむをえないだろう」ということになりました。ただエネルギーについては、こういう問題が起きたので少し踏み込んで考えようということなんです。人口問題や高齢化については意外に議

域でつくるという、今の九電力体制とは逆の分散型エネルギーシフトを発言している、ということまで来ています。

論にならないんですが、私は人口問題は大変な問題だと思っんです。

私が社長になったのはちょうどバブルがはじけた頃ですが、コンサルタントに「年代別で商品構成をやっている人には大変なことになる」といわれました。とくに若者向けに商品企画を考えている人たちは、市場が急激に縮小していくと、私もそれは考えていました。うちの商品は水ですから、急に水を飲まなくなるとか、水に替わるものが出てくるということでは考えにくい。ただし、人口が減ると水の使用量も減るぞと。今のお客様だけでどうやっていたら縮小する市場も取っていくということをやってきました。

会のなかではそういう勉強をする人もいますが、「たまたま運が悪くて業績が落ち込んでい」とか「世の中の景気がよくなから」とか考えて、「今歯を食いしばれば、いずれまたよくなる」という景気循環論で経営している人もいます。ただここに来て、例えば消費税について価格転嫁をどうするのかとか、あるいは為替レートが変わって円高・円安になると中小企業にどういった影響があるのか、といったことを考えようという動きになってきています。

昨年、大幅に円安になりました。これは相当中小企業の利益を圧迫する要因になるということ、これに対応する策を考えようという発信しました。やはり経営者ですから、これは敏感にならざるを得ません。案の定、円安で儲かったのは一部の大企業だけで、儲かった分を二次、三次、四次の下請けに還元してくるのか

といったら、そんなことはないわけです。われわれは値上げもままなりませんから、新しい商品なりサービスでコストアップ分をどう吸収するか。これは各地の同友会で知恵を出し合っていてやってくると。

国や社会のあり方について、いろいろな議論はありますが、われわれは企業家ですから、まず地域で一人でも雇用をつくりださなければいけない。雇用を作り出せるのは、企業家ですから。それとやはりきちんと税金を納めよう。うちの会では「税金をまけてくれ」という話にはならないです。まともな経営者なら税金はきちんと払おう。

雇用と納税、このふたつを地域でしっかりやっていく。そのうえで、民主主義において決めるのは選挙ですから、選挙には行くように。これは朝礼でもいいます。同友会でも、民主主義の根幹は選挙だから選挙には必ず行こう。ただし、誰を選ぶかは自分で決めよう。

エネルギーについては、自分たちの問題として考えるようにしていきたい。エネルギーシフトをする仕事は新しくできるんですね。中小企業がやれる仕事が増えることは、ドイツを見てもよく分かりますから、そういうところは会員にも理解してもらおうように、情報を積極的に流すようにしています。

またわれわれは異業種の集まりですから、いろいろなアイデアを出し合っていて、またそれをどうやってうまく循環させるかと。そういう流れはできつつあると思います。

(1月20日。聞き手／戸田政康、杉原卓治。タイトル、小見出しとも文責は編集部。)

□第22回 戸田代表を囲む会「京都」

立憲主義から検証する

ゲストスピーカー 福山哲郎・参議院議員

□二月一日開催の第22回戸田代表を囲む会「京都」は、ゲストスピーカーの小林節・慶応大学教授が急遽、ご欠席となったため、内容を変更して開催された。

立憲主義から考える 憲法改正、特定秘密保護法

参議院議員、福山哲郎です。今日は小林先生のお話を聞こうと思ってきましたが、急遽ピンチヒッターということで、少し問題提起をさせていただきます。

私は憲法の専門家でもありませんが、立憲主義というのは元々「権力を抑制する道具として憲法がある」という考え方で、国民主権という考え方にたつて、国家・政府というのは主権者たる国民がその主権を委譲している、だからその権力を抑制するんだ、という考え方です。自民党の憲法論の中で抵抗があるのは、権力側が国民に対して、何らかの形で制限を加える、あるいは義務を課するというような観点から憲法を論じていることです。

とができる。それは主権者たる国民から選挙を通じてその主権を委譲された代表たる国会議員が立法権を有すると。この構造が立憲主義の考え方です。安倍政権になった時に、憲法九十六条を改正して、憲法改正の発議要件を国会議員の三分の二から二分の一にしようという議論がありました。これを権力側から提起するのは、おかしい。権力は国民から制限される側にもかかわらず、その国民からの制限を権力の側が緩和しようということですから。ましてや、憲法というのは法律よりも上位の規範です。二分の一で変えられるのは普通の法律ですから、分かりやすくいえば、憲法と一般的な法律を同じラインに落とすということになる。本来、憲法は規範性の高いものです。

それを(国会で二分の一以上の議席を持つ)時の政権の意向で、法律と同じように変えられるということになる。これは立憲主義の考え方からすれば、まったく逆です。一時、憲法九六条改正が取りざたされた際には、小林先生をはじめ憲法学者の圧倒的多数が「立憲主義の考え方に反する」と反対されたのは当然だと思えます。

もうひとつお話ししたいのが、特定秘密保護法案です。これも立憲主義の考え方からは、大きな課題です。

私も官房副長官と副大臣を務めたので、国家に一定の秘密があることは承知しています。しかし特定秘密法案の議論では、国家が持つ情報を誰が管理し、あるいは例えは廃棄の責任を誰が持ち、どういうルールで国民に開示するかということが見えなくなっていた。

このことは、基本的な考え方の問題に関わります。国家が持つ情報、わかりやすくいえばそれぞれの省庁が持つ情報、都道府県や市町村が持つ情報は一体誰のものか、ということに起因する問題です。為政者側、政府と国家、省庁が持っているという話になると、あの特定秘密保護法案のような発想になる。逆に、国家が持っている情報はすべて国民のものであり、原則として国民生活の安全や生活を守るために活用する、という考え方に立つのか。そのうえで他国との関係、あるいは情報を出すことによって生じる混乱、さらに言えば安全保障上の問題等を考えて、国家が持つ情報は国民のものではないが、一部、国民の安全のために国が秘密として扱わせてもらいたい。これが、われわれが考える情報の位置づけです。

したがってそれは、必要最小限の情報に限られる。また一定の期間がたてば情報は開示すべきであり、廃棄のルールもきちんと決めるべきである、と。一定の論理にのっとって国民から情報開示請求があった時は、出せるものは出す。どうしてもその時点では出せない時は、出さないというルールを作る。これが国家の情報管理のルールだとわれわれは考えています。

しかしあの特定秘密保護法案は、国家に秘密があることは認めているが、その情報を役所が漏らしたことに對して厳罰に処す、というのが法律の骨子です。十年の懲役で、これは刑法上という厳罰です。

この法律の何が欠陥であったかということ、国家の秘密を認める一方で、何を秘密にするかのルールが決まっていなかったことです。秘密を洩らしたら十年の懲役、しかし何を秘密とするか、そのルールは何も決まっていなかった。これでは、役所が大臣にとって都合の悪い情報や瑕疵情報を特定秘密に意図的に指定した瞬間、ブラックボックスに入ります。

薬害エイズを思い出してください。あれは「郡司ファイル」というのが隠されて出てこなかった。あるいは核の密約。「密約はない」と自民党政権が言い続けて隠されてきたのが、われわれの政権の時に密約の情報開示をした。

政府は「役所が秘密指定で意図的にそんな悪いことはしない」と答弁しますが、一方で情報漏えい(を前提として)役所に厳罰を課しながら、その同じ役所が特定秘密の指定については「悪いことをするはずがない」と。同じ法律のなかで、役所の位置づけがまったく矛盾している。これが特定秘密法案の大きな矛盾です。

二つ目は、基本的な人権の尊重を担う表現の自由、報道の自由が侵される、知る権利が侵される可能性がある、という点。例えばジャーナリストが「これは問題だ」と、役人から情報をとろうと、酒でも飲みながら「これについて教えてくれ」と

やったとします。これだけで「教唆」になる可能性がある。ジャーナリストのほうは、聞こうとしていることが特定秘密かどうかもわからない。特定秘密かもしれない、となったら「危ないからやめておこう」となる可能性がある。これがいわゆる報道の萎縮効果です。

極め付けは、この特定秘密法案に反対したテレビキャスターに向かって、時の権力者の総理補佐官が、「あれは放送法の違反じゃないか」と名指しで批判する。これは報道に対する権力の介入以外の何ものでもない。こんなことが普通に行われる。

靖国参拝をどう考えるか

さらには、民間人に適性評価を行うと。例えばアメリカと軍事機密をやり取りする民間人、一般企業の人に「機密を扱うから」と適性評価を行う。配偶者の国籍、

もう一点は年末の総理の靖国参拝です。私は戦争で日本のために亡くなられた英霊に頭を下げ、参拝することは一切否定しません、当たり前の話です。私は千鳥ヶ淵に毎年お参りに行っていますし、靖国に行けば手も合わせます。しかし何が問題かといえば、みなさんご案内のように、A級戦犯が合祀されているということです。

A級戦犯が合祀されて以降、それまで靖国に参拝されていた昭和天皇は、参拝されなくなりました。今上陛下も靖国に参拝されていません。

これも、この権力の問題と関わってきます。亡くなられた英霊は国のために戦いました。しかしA級戦犯という人たちは国民に、戦争に行つて死んで来い、靖国で待っているといつて指示した、権力者側です。もちろん東京裁判に対して、日本にも言い分があるのは分かりますが、英霊のご家族にもいろんな方がいらっしゃる。「自分は神道ではなく仏教徒だ

借金、飲酒の有無、言動、宗教といったことを調べる。これは国会で明確に国側が認めました。

こんなことを国民が本当に望んでいるのかと、映画人、学者、日本弁護士会、あらゆるところで反対の声が上がった。これが特定秘密法の本質です。

立憲主義に即していえば、本来権力をコントロールする側の国民の知る権利を奪い、表現の自由を奪い、なおかつ人定の特定期間でもありうる。「これは本末転倒ではないのか」ということで、世論があれだけ大きく動いた。

さらには、法案審議は全部が全部強行採決。未だに特定秘密保護法案に対する懸念、心配は消えていない。まさに民主主義の基盤の部分が少しく怪しくなっている、というのが私自身の思いです。

から、靖国よりも仏教でお寺で祀りたい」と言われる方もいらっしゃる。「亡くなったおじいちゃん、キリスト教だったので、靖国に入っていることには少し抵抗がある」という人もいらっしゃる。いろんな人がいていいんです。ただ全体としてみれば、自分のおじいちゃんやお父さんが亡くなられた原因を作ったのは、「戦争へ行け」と指示した為政者です。その人と同じ場所に祀る、同じく命を落としたという扱いでいいのか、と抵抗のある人もいるし、一緒でもいいという人もいます。

国立追悼墓地という議論が出ているのは、そういう意味合いです。宗教を超えて、本当に戦争で亡くなられた方も含めて追悼できるようにしよう。

もう一点だけ申し上げると、靖国は決して日本の伝統をずっと持ってきた神社ではありません。明治維新後にできた神社で、明治維新の時に明治政府のために戦つて亡くなられた方を祀っているのが



福山哲郎 (ふくやま てつろう) 参議院議員 (民主党)

1962年生まれ。京都大学大学院修士課程修了。証券会社を経て松下政経塾11期生。温暖化問題に取り組む。98年参院選初当選(京都選挙区)、3期目。外務副大臣、内閣官房副長官など。http://www.fukuyama.gr.jp/

7面から続く

スタートです。だから西郷隆盛は靖国には祀られていません。明治政府に国旗を翻した人間だからです。しかし西郷隆盛が近代日本を作るためにどれほど貢献したかは、みなさんご案内の通りです。

日本の何千年にもわたる歴史の中で、ずっと靖国が存在していたわけではありませぬ。このことについてどう考えるのかは、それぞれのみなさんの自由でいいと思います。

しかし、為政者は自由ではすまされませぬ。政教分離の原則、さらに言えばA級戦犯が合祀されている靖国をどう評価するのか。同じ自民党でも福田元総理は靖国に参拝されないし、国立追悼墓地を作ることに汗をかかれました。日本遺族会の会長であった古賀誠元衆議院議員は、大臣のときは靖国に参拝されていません。それが、ある種為政者としての一定の責任だと思えます。

安倍総理は「戦争で亡くなられた英霊に参拝することの何が悪いんだ」と言われます。それは「悪くない」と私も言います。しかしその議論だけではないことを、どれほど国民のみなさんに知らせるか、知らせないか、それが本質です。

もう一点、この参拝に対してアメリカから公式に声明が出たというのは、日米関係上、異例のことだと思えます。このことに対して日本は、メディアも含めて無反応になっていると思えますが、こういった問題をこれからどう整理していくか、日本にとっては非常に本質的な課題だと思っています。

先送りされているエネルギー問題

エネルギーについては、エネルギー基本計画が年末に出ました。これの基本的な問題点はいくつかありますが、一点目はまず今回メンバーを入れ替えて、ほとんどが原発推進論者で委員会を構成したということだと思います。

われわれが政権の時には、脱原発論者も原発推進論者も同じような人数で参加して、ユーストリームで実況中継して、全部情報開示をして議論した。あの福島原発事故後、十四万人以上の方がまだ避難しているからです。しかし今回は脱原発といわれる人たちをほとんど排除して、基本計画を作った。この透明性が課題だと思っています。

それから将来、原発に対する依存度を低減すると言っていますが、どの程度低減するのか全く明らかにされていない。使用済み核燃料の問題、核燃料サイクルの問題についてもほとんど明示されていない。

核燃料サイクルは、二十年以上かかってでも実用化していません。かけたお金は膨大なものです。アメリカもドイツも核燃料サイクルは止めました。そういう都合の悪い情報は書かずに、現状維持をするというのが、新しいエネルギー基本計画の本質だと思っています。

ただ、批判ばかりしていても仕方がないので、やはり再生可能エネルギー固定価格買取制度をきちんと生かしていくことです。わずか一年半で、何と設備は二千六百万キロワット、設備稼働率が20%としても、約四百万から五百万キロワット、原発でいうと三基か四基分が設備として認定されました。

太陽光も風力も国内で作られますから、そこに雇用が生まれ経済が回る。固定価格買取制度で、二十年間そこにお金が落ちる。こういった日本の新たな内需の起爆剤である再生可能エネルギーを、これからどう広げていくか。

にもかかわらず、「三年は最大限やる」と言って、後については言及していない。なぜ三年なのか。地熱はリードタイムで七年から八年、風力は多ければ多いほど、環境影響評価も含めて五年か六年かかる。三年では、再生可能エネルギー普及の状況を確認できません。

エネルギー基本計画の本質は、原発を新増設するかどうかです。安倍総理は「新増設をしない」と公見で言っていますが、自民党内では「新増設しよう」という声が圧倒的に多い。新増設するということは、四十年廃炉を決めても、まだ四十年続くということだと思います。われわれが決めた「新増設しない」であれば、自動的に二〇三〇年までに原発は三十三基、四十年の誕生日を迎えます。

二〇三〇年の時点で原発三十基以上が廃炉になれば、その廃炉作業が必要になります。使用済み核燃料をどうするかについても、最終処分が決まっていらない状況で原発を今動かすと、新たな使用済み核燃料が増えることになる。さらに、今すでに日本に四十四トンあるプルトニウム核兵器の元になるプルトニウムについても、核不拡散の議論からいうと、日

本だけが特別扱いられていますが、これが本当にいいのか。イランや北朝鮮の問題を含めて、この問題を国際社会はどう見るか、ということも課題です。

こういった問題について、今回のエネルギー基本計画は全部先送りして結論を出していません。私は原発事故の時に現場にいた人間として、はなはだ無責任だと思っています。

最後にアベノミクスについて一言。私は景気がよくなることはいいと思いません。株価が上がったことも大歓迎。しかし現実の問題はこれからです。地域の中小企業、地方財政を含めて、実は景気はそんなによくなっていない。上場企業や海外に輸出している産業は円安で儲かっていますが、円安がさらに進めばそれは吹っ飛びます。本来必要なのは、地域に根差した実のある地域経済の活性化ですが、そこにはまだ至っていない。

そこまで来ればいいと思いますが、現実問題としては、そろそろ化けの皮がはがれてきた。地域でも「景気はよくなっていない」という声が非常に多くなっていますし、円安による原料高、エネルギー燃料高が効き出している。地域の中小企業では、利幅がどんどん下がっている。

四月には消費税が上がります。その中で地域の経済がよくなるかどうか、われわれもしっかり考えなければいけないと思っています。

民主党と自民党 どこが違うのか

最後に、民主党と自民党の最もわかりやすい違いを述べて終わりにしたい。われわれは高校の無償化という制度を作った。子ども手当という制度を作った。バラマキだと、口汚へののしられましたが、高校まで学校教育をタダにしている国は、国連加盟国のなかでは中国、韓国、グアテマラくらい。日本は教育後進国で、高校無償化はバラマキではなく世界常識に合わせただけなんです。

なぜか。世界中で格差が問題になって

く必要はない」というのは、一見すると理屈があうように思えます。しかしこれだけ経済が変動している中で、突然リストフにあうお金持ちのサラリーマンもいる。中小企業の社長さんは突然、会社が潰れることもある。突然仕事がなくなくなることもある。その時に「あいつは無償化の家だ。あいつは授業料を払っている家だ。あいつは授業料を払っていたのに、親が何かあったらしい。離婚したのか、親の会社が潰れたのか。急に無償化になった。」と、こういう差別的感覚を子供の世界に持ち込むのか。これが所得制限に反対するわれわれの基本的な論理です。

なぜ学校の世界にまで、親の所得や仕事、片親だとか、貧乏だとか金持ちだという格差を持ち込むのか。社会全体で子供にがんばれ、社会のためにちゃんと教育を受けろ――これがわれわれの考えです。所得制限を持ち込む自民党の考え方は、間違いなく違つと思えます。

今日は、あえて若干偏つた話をしました。自民党の先生からもぜひ話を聞いて

戸田代表

3.11後の「新しい現実」と立憲主義の内実化

戸田 安倍さんがいろいろな問題提起をしているのは、非常にいいことなんです。例えば靖国に行く、自分の美学を貫きました。古賀誠さんでも、大臣の時に行っています。野中さんも大臣、官房長官の時に行っています。総理大臣で行ったのは中曽根さんが一回、それと小泉さん。ここでみんな考えざるをえない。

その上、中国の拡張主義も目の前にある。韓国も従軍慰安婦について、明確にけじめをつけたいといっている。こういう背景で、靖国についても過去の戦争との関係で考える、だけじゃ済まなくなっているわけです。

欧米の常識では、自分の美学を貫く

いただけばと思えますが、日本も含めて先進国では、大きく意見が二つに分かれ始めています。アメリカも民主党と共和党は真つ二つです。しかしそういった、国民が分断されているような状況は本当に幸せなのか。そういうことも含めて、私はお互いが歩み寄るようなプラットフォームを作る必要があると考えています。

リベラルだ、保守だと言いますが、今はリベラルという非難される、そんな空気の社会になりました。しかし保守もリベラルも、この格差社会と高齢社会を迎える中で、具体的に生活をよくするためにどういう仕組みが必要なのか、ということを考える必要がある。ですから例えば九十六条や特定秘密保護法案のような、ある種国民生活からちょっと浮き上がったところの議論だけで、日本の政治を進めるのは本末転倒だと思っています。そういう意味でも、地域から建設的な議論を積み上げていただきたいと思っています。

とど国家の外交戦略は別次元だ、それは常識の合理的判断、ということになるんです。

結局、靖国の問題というのは、あの戦争から情緒的に平和立国ということに流れたが、平和立国の道がどれだけハードルが高く、また戦略的な強さを求められるかを見えずに、念仏を唱えれば平和になる、という程度だった戦後の結末でもあるんです。

こちら辺のポロが出てくるわけです。立憲主義ということも分らずに「憲法を守る」と。憲法は主権者として権力をコントロールするツールだということが分かっていたら「憲法を守るぞ」ではなくて「守らせろぞ」でしょう。そういう

8面から続く

ことも分らずに、唱えていたということ

特定秘密法も、重要法案について立憲主義の観点からどうなんだ、というのは今回初めてでしょう。日米安保だって立憲主義との関係で考えたことが、これまでありますか？

今日の話は、立憲主義の観点から法案を判断する、検証するという訓練をしなければいかんということです。たとえば「日本再生」四一七号の一面の最後(14面)に東大の長谷部先生の引用があまり

「世の中にはいろいろな考え方をしている人がいて、しかも何が正しくて、何が正しくないか、そう簡単に決着がつかない。多様な考えを持つ人たちが、何が正しいかをめぐって殴りあったり殺しあったりすることなく、公平に暮らしていける枠組みを作らなければならない。それが立憲主義の考え方。権力が制限されるのは、みんなを公平に扱う社会の仕組みをつくるためです。」と。しかし、世界には今、中国や北朝鮮のように立憲主義の考えを



ない。そのために秘密法を作り、特別に保護されるべき秘密が外に漏れないようにする必要があるので。こういうことで立憲主義の観点から考えていくと、あるいは外交機密の場合も、たとえばアメリカは一定期間の後に公開しますね。だから核密約があったということもアメリカで外交文書が公開されて、それを民主党政権で岡田外務大臣が認める。その時にアメリカは、核つきだったという情報を隠したい人の立場に立って黒塗りしたりはしません。

「自治の現場から生まれる『政府運営の当事者意識』、それに根ざした立憲主義の『新しい現実』からみれば、秘密法に賛成・反対の言い合いではなく、立憲主義に則した法の運用たりえしているか」「日本再生」四一七号」という公権力のチェックとコントロールという分野を作っていくかあかん、こういうことにならなければならない。

立憲主義というの、いろいろな理屈はありますが、要するにみんなが納得するようなどころに持っていくこととすれば、権力は極めて制限されたものになるということ。全員参加でいこうと思えば、問題意識もそれぞれ違ふし、利害も違ふし生き方も違ふ。その違いを認めて公平に扱う仕組み、ということ。違いを取り上げて相手を否定するマイナースゲームではなく、お互いのプラスゲームに持っていく。

ようやく立憲主義の観点からどうなんだ、ということが定義風にはなく実践的にわかる糸口ができた。安倍さんのやっていることは、そこでの問題提起なんです。戦後あいまいにしてきた根本問題を、立憲主義の観点から、それも未来に向かって考えるとうとうなんだという糸口にできるかどうか、なんです。

例えば安倍さんは「英霊」といいますが、村や町には忠魂碑というものがありますね。戦没者の慰霊碑です。そこには「英霊」なんて書いてありません。靖国とは鎮魂の意味が違うんです。そういう地に足のついた基盤がどこまであるのか。

あるいは、「アーリントン墓地と靖国は同じだ」と言いますが、これは似て非なるどころか、まったく別です。アメリカで「アーリントンで会おう」といって出征しますか？ 星条旗に敬礼ですね、アメリカ民主主義への敬礼です。そしてアーリントンは無宗教です。靖国は神道、それも日本の伝統的の神道とは別の、「国家神道」の流れを汲むものです。アーリントンと同じだとは言えません。

去年十月にアメリカの国防長官と国務長官がはじめて、千鳥ヶ淵に花束を持って行った。これは安倍さんへのメッセージですね。だから安倍さんだって、靖国にも行くが千鳥ヶ淵にも行く、という手もあるんです。そういう知恵がないんですね。

靖国は戦犯が祀ってある、だから戦後日本の平和立国の道について動揺している、そう欧米の言論界からも言われる。これは初めてのことです。そうすると日本の普通の人も「中国、韓国だけじゃないんだ」ということを知る。若い世代も「アメリカは失望した」と言われれば「内政干渉だ」と反論もするが、じゃああの戦争で日本はどっちの側だったんだ、ということも知ることになる。(近代史は教えられていないので)。

また戦後の「平和主義」も、情緒的に「戦争はいやだ」というレベルだというボロも出てくる。立憲主義を否定する国、しかもそれが近隣にあるときに、どういふ能動的な外交戦略、能力が必要なのか。そのこと抜きに「平和」を唱えていけばいい、というオメデタイことじゃない。エネルギー問題だってシベリアに考えざるをえないでしょう。

戦後日本の、がんばったけれど自分の気持ちや私的な経験で「平和立国」とか「憲法を守る」というレベルでは、いかんともしがたいんです。あるいは「原発反対」とはいうが、再エネをやるにはどういう段取りが必要か、あるいは過疎地(「原発立地」)の再生にどう連携するか、という気持ちやへんげいは持っているのか。その気持ちさえもなければ、受益者市民のエンゴでしかないでしょう。

ようやく822で、そこがつながる糸口が見えてきた。したがって賛成、反対を言っていればいい、という時代は終わります。「新しい現実」をどうつくるか、そのためにどう連携していくか、という

ことになります。(2月1日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

【第132回 東京・戸田代表を囲む会】

閉塞状況を打開する議会からの政策サイクル 住民自治の根幹としての議会を作動させる

ゲストスピーカー 江藤俊昭・山梨学院大学法学部教授

「住民にとってどうするか」を常に考えながら突破していかないと、自治はできない

山梨学院大学の江藤です。

今日は、議会というのはほとんどない権限を持っているんだということ、そのとんでもない権限をどのように行使していくか、そのルールや運営の仕方などについてお話ししたいと思います。

地方議会を傍聴したことがある方はいらっしゃるでしょうか(何名か挙手)。さっそく横道に逸れて恐縮ですが、「傍聴」という言い方は嫌いなんですね。「傍らで聴く」われわれは主権者じゃないのか」と。ちなみに十五年前までは地方自治法の百三十条でしたか、傍聴人の取締りに関する規則を議長は策定しなければいけない、となっていたんです。「取締り」ですよ。

ようやく今は、法律自体は「傍聴に関する規則」が変わっています。ぜひ、それぞれの議会にどういふ規則があるのか見ていただいて、「傍聴人の取締り」なんてあったら、「ふざけるな」と言った方がいいですね。

さらに傍聴に関する規則ではなく、住民参画を促進する規則というふうに変

北海道栗山町議会は示している。そういう意味でも、ほとんどやりたいことをやってほしいと思います。

もう一つ、これも根幹なことですが議会の議決権です。議会ほとんどない権限を、もともと持っている。自治体の根幹は議会の権限なんです。

自治法の九十六条では第一項に議会権限が列挙されています。そして第二項で、条例で議決事件「議決する事柄」を増やすことができる。これを使うことは十数年前、地方分権改革以前にはとても考えられなかったことです。議決する事柄を増やすというのは執行権を侵害するもの、という発想なんです。これを使うとすれば、自治体の花を決める時とか、名誉市民を決める時といったレベルで、総合計画のような重要な案件を議会の議決事項にするなど、「執行権を侵害するもの、とんでもない」と。

ところが地方分権一括法が施行された年(2000年)の十二月に福島県の月館という町が、何と計画に関することを議会の議決にしまったんです。たった二行、「地方自治法九十六条二項に基づき、基本計画を議会の議決とする」と。

自治体の計画の中心を占めるのは、「総合計画」と一般的に言われています。当

時は基本構想は議会の議決と、法律で決まっていた。しかしもう一歩踏み込んで、現実的な計画を議会の議決にすることは、執行権の侵害にあたると考えられていました。

基本構想も議会の議決ですし、(それに基づいた)予算も議会の議決です。当然、その間はつながっているはずですが、ら、どこを議会の議決にしようと構わないはずなんです。当時の自治省(総務省)は、基本構想は抽象的にしておいて、あとは自由にフリーハンドで動かそうとしていたんですね。そして、細かい予算だけは法律で決まっているから議会の議決にすると。

それを月館町はしっかりと、基本構想と基本計画という中心的なものを議会の議決にした。これが地方自治において大きな影響を与え、今では多くのところが当然のごとく九十六条二項を使って、議決事件に追加しているんです。

どうしても「通常の解釈は」とか「総務省がこう言った」となってしまっているが、責任を持つのは住民なんです。だから住民にとりかかるといって、これを常に考えながら突破していかないと、やっぱり自治なんているのはできないと私は思うんですね。

今日はタイトルに「閉塞状況を打開する議会の政策サイクル」とありますが、二つの閉塞状況があります。ひとつは議会に対してみんなが不信感を持っていて、にっちもさっちもいかないと。もう一つは地域が疲弊してきて、これを打開しなきゃいけない時に、議会はどうしようぶに動くんですか。おそらく後者が出来ていけば、前者はクリアできる話だと思っただけです。

9面から続く

自治体の権限は議会にある。それを自覚していますか？

まず入門編になると同時に、これを知ることが地方自治にとって大事だということから出発させていただきます。もともと議会にはとんでもない権限がある、ということなんです。

「自治体の権限は誰が持っているか」と聞いた時に、多くの方が「首長」と答えると思います。でも首長になんか権限を与えていないんです。全世界、万国共通、議会に権限を与えている。

たとえば地方自治体の法律である条例は、誰が議決しているんですか。また自治体というのはお金で動いています。その予算を決めているのは誰ですか。そのお金がちゃんと使われたかー決算を認定しているのは誰ですか。あるいは地域にとって大事なことで、たとえば市町村合併などを決めているのは誰ですか。全て議会です。

日本の場合は、さらに執行権まで議会に与えている。たとえば契約もそうだし、財産の取得、処分も議会の議決が必要です。とてつもない権限を議会に与えているんです。

地方自治法を勉強されている方は、こう習ってきたと思います。議会の権限はこういうふう列挙されている、制限列挙だ。それに対して首長の権限は包括例示という、一応列挙するけれど、そこに「概ね」と書いてある。だから首長の権限は強いという印象を与えるんですが、首長の権限は、たとえば「条例等を交付すること」とか「予算とか議案を提案すること」、あるいは税金等について「賦課、徴収すること」、あるいは「何々を執行すること」と書いてある。決まったことを執行する、ということなんです。

いかに制限列挙だとしても、どれだけ議会の方が権限が強い。もちろん首長は議会と同じような権限、たとえば条例に匹敵するような規則制定権を持っている

ます。それでも、まじめに考えたら(議決をする)議会の方が重いに決まっています。ところが従来の解釈だと、何となく首長の方が重いのと思ってしま。ます、議会の権限は重いということを確認してください。

私は議員研修で、「議決の前日、眠れるんですか」と言っています。みなさんのところの一般会計は、どのくらいですか。何百億とか何千億でしょう。それだけのことを議決しているんです。首長は大変そうに見えますが、提案するだけです。決めるのは議会です。それだけの責任を考えたら「眠れますか」と。議員のみなさんにはその自覚を持ってください、と言っているわけです。

なぜ議会に権限を付与しているのか。私は「二十四の瞳効果」と言っているんですが、議会にはいろんな人がいるからです。首長は一人ですが、議会は多様性がある。この点で総務省の見解は興味深いのですが、議会は合議体だから間違いは少ない、ということですね。首長は独任で間違いを起しやすいから審議会を置くことができる、というのが総務省の解釈なんです。つまり、合議体というのはすぐ意味があるんです。

もう一つは、私が「十二人の怒れる男たち効果」と言っていることで、議論を

通じて変わるということなんです。「十二人の怒れる男たち」という映画のなかで、陪審員が議論するわけですが、老人が一言「あの目撃者は着飾ってきた。法廷でしゃべっている時に常に鼻の頭を撫でていた。あれはメガネの跡だ」と言うんです。着飾っていたからメガネをはずしてきたんでしょうね。つまり「通常メガネをかけている人が暗闇でベッドから起き上がり、メガネをかけて瞬時に見られたのか。違うんじゃないか」と。こういうふう議論が変わってくるわけです。だから議会で議論をする、ということが大事なんです。

そしてもう一つは世論を作り出す効果です。いろんなレベルで市民が議論するのは当然ですが、選挙で選ばれた代表者が公的な場で議論をする、これが大事なんです。地域にとって重要な問題について、住民が意見を持っている場合もありますが、持っている人だて多い。そのときに議会が公的な場で議論しているのを見て、「私はAだ」、「私はBだ」、「私はAだったけれどBに変えよう」と、自分の意見を発見することもある。

住民が地域のことについて関心を寄せ、自分の意見を持つことというのは、すごく大事なことです。そういう意味でも、議会が公開の場で討議するというのは大事なんです。だから議会に権限を与えている。議会が本場にそれを自覚してちゃんと活動しているんですか、と。これが大きなポイントになってくると思っています。

地方行政の時代から地方政治の時代へ

従来は、こうした議会の権限を発揮できない環境があったけれど、変わってきたんだぞと気づかれています。

どういことかという、中央集権時代には、決められたことを実施するという地方行政が重視されていた。それに対してまたまた課題はありますが、地方分

と書いていますが、大阪の橋下市長とか名古屋の河村市長のようなタイプがある。「自分は選挙で選ばれたんだ」「だから私が民意だ」、「それに反対するのは敵だ」と。これはこれで一つの地方政治の現れ方ですが、私は二つの意味で課題があると思います。

一つは、よく「問題を解決していない」といわれますが、仮に解決したとしても、それは特異なパーソナリティ、特異なカリスマ性があるからなんです。その人がいなくなったらどうするんですか、どういうシステムを作るんですか、それをまじめに考えているんですか、ということが一つです。

それから選挙はたしかに大事ですが、大切なのは選挙の時だけでなく、選挙の後もしっかり監視し、しっかり政策提言をしましょう、あるいは行政サービスも一緒に担いましょう、そういう市民を育てていきましょう、ということですね。「選挙が民意だ」とやると、それは見えなくなる。

もう一つの政治の現れ方が、議会と首長とが政策競争を行うというものです。住民福祉の向上のために競争を行う、同時に住民参加を常に両者に導入しながら政策競争を行う。私の言葉では、討議を

議会改革の意義と方向

住民の広場を創り、とてつもない権限を行使する

ここからは、議会改革の方向を少し確認させていただきたいと思えます。ここで市民と議員とに、ズレがあるのかもしれない。

一つ目は、議会への住民参加を促進し、議会をどれだけ住民に開かれたものにするか、ということなんです。情報公開なんか当たり前ですね。行政に住民参加があるのに、なぜ議会に住民参加がないんですか、ということなんです。今あちこちで議会報告会をやっています。議会から外に出て行って説明をしているわけです。住民との意見交換会もしている。あるいは私

重視した形での機関競争主義、北川正恭さんの言い方だと「善政競争」ですね。なぜ「機関」というか。日本国憲法では、議会のことを「議事機関」と呼んでいます。首長は執行機関です。議事機関と執行機関が住民を巻き込みながら政策競争をするということなんです。

議会の方々には「議決機関でしょ、私たちは」といいますが、これは誤解です。議事機関というのは英語では「討議する機関」ということです。つまり議決もするが、政策提言もし、議論もし、決定もし、執行をし、評価し、これらすべてを行うのが議会だということなんです。

こうした議会と首長とが切磋琢磨する、しかも双方とも住民を巻き込んで政策競争をする、ということなんです。したがって議会もフォーラムとして、開いていかなければなりません。

議会はこうした大きな権限を持っている、その自覚をぜひ持っていたいただきたいということ、市民もこうしたとてつもない権限を持っている人々を選んでい、そのことを自覚しましょうということなんです。投票に行かないのは問題ですが、行ったら行ったで、ずっと責任を持って見ていってほしいと。

が注目しているのは、愛知県の新城市ではまちづくり市民集会というところで、議員、首長、市民が一堂に会して議論するような空間を作り出している。

同時に例えば陳情とか請願があったとき、要請があればその市民が委員会で意見陳述できるんですが、これを単に市民の権利としてだけでなく、それを受けてしっかりと政策提言や監視に生かしましょう。あるいは公聴会。議会が議決をする前に、住民や専門家の意見を聞きましよう。こういうことが徐々に広がっていく



江藤俊昭 (えとう としあき) 山梨学院大学教授

1956年生まれ。中央大学大学院博士課程満期退学。博士(政治学)。第29次、30次地方制度調査会委員等を歴任。「自治体議会学—議会改革の実践手法」(ぎょうせい)など著書多数。

10面から続く。議会は住民に開かれなければならないという「こじこじ」です。

「こじこじ」と言っていると、地方自治は国政とは違うんです。国政ではひとたび国会議員のバツをつけたら、その選挙区の代表ではなく国民全体の代表になるんです。だから、選挙区の有権者が国会議員を辞めさせることはできない。もし国会議員が「私はこの選挙区のために働いてます」と言ったら、選挙区の人はいやいやと、天下国家を論じて下さい、「いや」と言わなければいけないんです。でも地方自治体の議員や首長は、おかしなことをしたら住民が辞めさせることができます。リコールですね。だから常に私たちは監視していなければならないんです。

また国政では国民は法律を直接提出することはできません。でも地方自治の場合、住民が条例—自治体の法律にあたる—を提案することができる。そういう意味では、地方議会は住民に近い。住民と一緒に地域経営を行うことができます。それを「こじこじ」でいいか。これは大事なポイントです。

二つ目は、首長との切磋琢磨です。今までは「追認機関」と言われていた。議員のほうも、「私は与党だ」「私は野党だ」とか、平気でいう地方議員がいる。しかし「与党」「野党」というのは、議院内閣制のもので議論です。国会が首相を指名する、つまり国会の多数派が内閣を作るわけですから、多数派である与党と内閣は融合する。

しかし地方は議会も首長も直接、住民

から選ばれるので、与党とか野党というのは本来ありません。「最初から賛成」「最初から反対」という意味での与党、野党というの、本当はないはず。もちろん首長に近い政策を持った議員はいま。その場合は、もっと下へ下へいって、批判的にならなければいけないんです。本来は、首長と同じく住民から選ばれた議会が政策提案する、監視する、こういうものとして設計されているのが二元代表制なんです。

三番目、首長や住民と討議しながら最終的に議員間で討議を行う、そして責任を負うということです。傍聴に行かれたときに、ちゃんと議員だけで議論をしていました? (決まったことを質問して答える、というやり取りが続いた)

それは、議事録に書かせるという意味はそれなりにあるんですが、聞いてる方は「セレモニー」か。ここでもう一つ大事なことは、議員間で討議することです。議会は討議する機関だといながら、討議してないんです。時々質問のほかに討論というのがある。「何々の反対討論」とか、「賛成討論」というんですが、ほとんど「独白」ですね。これは、じつは首長の戦略に乗っかってしまっているんです。首長からすれば、議事がまとまったら怖いから、「あなたたちの会派は賛成してこれているからあなたの方の政策を聞きます」とか「あなたの方の会派はいつも反対しているから聞かない」と、議会を分断する。議会として一つにまとまったら、とんでもない権限を發揮できるんですが、それが分断

されているんです。

「住民に開かれて」「首長と切磋琢磨」「議員間討議をして議決責任を全うする」というのは、当たり前のごとで、市民からすれば「こんなこと、やっていなかっただの」ということです。でも気がついた議会や議員の方々が、ここ十年で動き出した。それは画期的なこと。だから一緒に進めることが大事だろうと思っています。

「議決責任」という言い方をしました。議決責任を全うすることは、説明責任を伴います。「この議案を可決しました」「否決しました」というのは、説明責任とは言いません。単なる報告です。説明責任というのは「なぜこの議案が可決されたのか」「否決されたのか」ということを、しっかり説明しなければいけないんです。当たり前のごとですが、仮に「この地域の課題は何か」ということが一致したとします。課題が何なのかも人によって違いますが、仮に課題が一致したとしても、そのための政策は一つなんていうことは、ありえない。政策はいくつもあっても、ありえない。政策はいくつもあっても、それを解決する政策はAもあればBもCもDもある。つまりメリットもあればデメリットもある。それをいろいろな角度から議論しなければいけないわけです。

議会の議案は、いかにもこれがベストとか、「これしかない」「みだりに出されてきますが、単なるベターなんです。ほかにもベターがあるかもしれない。いろいろな角度から見なければいけないんです。だから議決責任があって説明責任があるということなら、しっかり執行機関に対して質問すると同時に、議員間討議が必要なんです。

議員間討議をするためには、独善性を排除しなければいけません。独善性を排除するための一つは、調査研究です。だから政務活動費があるわけです。もう一つ、独善性を排除するためには、住民との意見交換会をやった方がいいですね。議員の方々は住民のことを知っていると思込んでるんですが、自分が知らない住民もたくさんいる。そこからしっかりと吸収して、地域の課題を明確にすることが大事かと思えます。

繰り返しますが、議決責任というのは、何でもない権限なんです。それをどのくらい自覚するか、そしてそれを伴うということ。説明責任を伴う。説明責任を伴うということは、しっかり議員間討議をしなければいけない。議員間討議をするには独善性を排除する、そのために一方で調査研究を行う、他方では住民との意見交換会を行う、こういうことが必要なんです。

住民参加というのは本来、首長、執行機関よりも議会に適しているんです。議員にはいろいろな人がいます。そうすると住民が意見を言った時に、行政ではやらなれないものを察知しやすいです。本音は、だから請願、陳情なんていうのはすごく大事なことで、行政が取り上げなかつたことでも「あ、そういうこともあったか」という議員がでてる。そういうふうに住民参加を議会に取り入れて、そ

除するための一つは、調査研究です。だから政務活動費があるわけです。もう一つ、独善性を排除するためには、住民との意見交換会をやった方がいいですね。議員の方々は住民のことを知っていると思込んでるんですが、自分が知らない住民もたくさんいる。そこからしっかりと吸収して、地域の課題を明確にすることが大事かと思えます。

議会改革の「次のステージ」 議会からの政策サイクル

議会基本条例ができて、もう八年なんです。もう一つは、議会基本条例というのはいったん置いておいて、一つは議会基本条例という、多くは議会運営になっ

ていて、だからたまたま定数とか組織に関する、会期をどのくらいにするか、委員会はどうするか、そういった権限とか組織については、多くの場合議会基本条例に書き込んでいないんです。議会における最高規範というのであれば、そういうことを書き込むようにバージョンアップを図る、というのが一

れで政策を回していくことも、議会改革にとつて大事かと思えます。

そうした新しい議会の方向をルールとして明確にするのが議会基本条例であり、自治基本条例です。それを書き込めばいいだけなんです。

たとえば住民、首長、議会という三者の関係を考えて、住民との関わり合いから住民参加を促進するということが、陳情、請願をちゃんと政策提言と位置付けるとか、議会報告会とか住民との意見交換会を、少なくとも年一回必ずやるのか、団体との意見交換会をやるとか、そういうことを入れればいいわけです。

そして執行機関との競争という、議決事件を増やしていく条例を決めて、しっかり縛りかけるとか、あるいは首長からの提案についてしっかりと説明を求める。誰がそういう議論をしたのか、コストはどれくらいかかるのか、ほかの政策と比較をしたのか、総合計画との整合性はどうか、などのようなことを必ず説明しなさいとか。質問の仕方も一問一答とか、あるいは反問権も入れるとか。

そして議員間の討議というものを書き込む。その条件を整備するために議会図書室とか、議会事務局とか、報酬や定数の決め方とか。こういうものを入れていくのが議会基本条例の一般的な方向です。

もう一つは、議会基本条例というのは議会だけの話じゃないんです。これは自治のルールなんです。ですからそれをさらに、自治体の憲法にバージョンアップさせるという方向です。今多くの自治体は、議会基本条例もあるが自治基本条例もある、並列になっちゃっている。そろそろ自治基本条例をわが町の憲法として位置づけて、ここに住民自治の根幹である議会条文—議会基本条例の重要な部分を入れて一本化する。自治基本条例の

下に議会基本条例や情報公開条例とか、住民参加とか住民投票とかの下位体系を作っていく。そういう提案を始めています。

たとえば長野県の飯田市では、議会が自治基本条例を作っちゃったんです。今日はご紹介できませんが、これはすごいんですよ。自治基本条例のなかに議会条文がしっかりと入っています。(「日本再生」四〇四号 飯田市議会議員インタビュー参照)

議会改革というのは、議会のルールを作ることが目的ではありません。何のための議会改革か。それは住民のためなんです。そうすれば、何をやらなければならないかということ。一つは「地域経営の軸を設定する」ということです。分権改革で、地域経営における自由度が高まったというお話をしました。そうなるルールも必要なんです。地域経営の「へそ」が必要なんです。常に基本になる計画です。

ようやく実効性ある総合計画というものができ始めました。十年ほど前だったら、個別計画とあまり関係ないし、予算とも連動していない、一般的には「作文計画」と言われていた。しかしここ十年の間に、実効性ある総合計画が作られるようになりました。これは十数年前の岐阜県多治見市から始まったと、私は思います。

多治見市では例えば「総合計画に載っていないものは予算化しない」と。だから実施計画のようなものまで、総合計画の中に入れていく。そして予算化したければ総合計画を要する、こういう姿勢が大事なことなんです。だから何か国のお金が下りたとしても、ちゃんと議論をする。あるいは外からの圧力があっても、「総合計画があるから、これを基準にしています」と言える。

もう一つは、自治体というのは総合計画以外にもいろいろな計画を持っています。環境基本計画とか、介護保険計画とか、地域福祉計画とか、都市計画マスタープランとか。それらの計画と総合計

11面から続く

画は運動しているんですか、ということ
です。中身まで運動していなかったら困
るんですが、計画期間さえ運動していな
いところもある。

多くの場合、計画期間は五年、十年だ
と思いますが、多治見市は「首長のマニ
フェストに連動させましょう」と。だか
ら四年×二期で八年です。東京都三鷹市
の場合は三期を想定して、十二年でやっ
ています。計画の期間と首長の任期がず
れてしまうと、総合計画事業と予算事業
が分離して、場当たり的になってしま
がちです。そういう意味でも首長の任期
と合わせていく。

ちょっとまた横道にそれますが、マニ
フェストは大事です。マニフェストを否
定するなんてありえないと思いますが、
首長のマニフェストは（選挙のときの）
マニフェストなんです。それを自治体の
計画にする時には、もう一度市民と議論
をする、そして議会とも議論をする。そ
して最終的には議会が議決する。つまり
議会が責任を持つんです。それが自治体
計画のあり方です。

このように、総合計画を中心に地域経
営が行われるわけです。そして議会がそ
れをチェックする、議決するだけであら
実際に生かしていきましようというとい
ろが増えてきました。これを私は、議会
からの政策サイクルと呼んでいます。

会津若松と飯田の例をお話しします。
飯田市の場合、自治基本条例の中で総合
計画を議会の議決にした。そしてそれを
本当に監視できるかどうか考えたんで
す。何を焦点にするか、それは決算と予
算だと。そして決算をしっかりとしたも
のとして作るためには、議会として行政
評価を行う必要があると。その行政評価
をやるために、この項目を抽出するか。
全部はなかなか無理なので、それを住民
に聞きましょう。

飯田は議会報告会を設けているんです
が、その議会報告会を起点にして、翌年
の行政評価の項目を五月、六月に決める
んです。そして七月、八月に、委員会ご
とに行政評価を行って、九月にはそれを

全体のものにして、それを踏まえて決算
認定を行うという作業をしている。

ただ単に決算だけを見るのではなくて、
行政評価を踏まえて決算認定をしている
という構図にしています。さらにそれで
終わりじゃないんですね。決算というの
は監視なんです。同時にそれを踏まえ
て政策提言を行う。これは予算要望につ
なげているわけですね。こういうサイク
ルを回している。総合計画を議会として
作動させる責任を持つために、行政評価
決算認定、予算要望をサイクルとしてつ
なげるという仕組みをやっています。

それだけではなく政策提言までやって
いるんですが、これは会津若松の方が先
行しています。会津若松も住民との意見
交換会を起点にするんです。そこで出さ
れた要望や意見を踏まえて、委員会に振
るんです。それを受けてそれぞれの委
員会が調査研究を開始する。一年間のこ
ともあれば、二年間のこともあれば、三
年間のこともあれば、四年間のこともあ
る。その都度、住民との意見交換会を入
れながら最終的に提言を出していく。

注意していただきたいのは、住民との
意見交換を起点にして政策課題を抽出し
委員会毎に調査をするわけですが、一年
だけではなくて、数年間かけて行ってい
くんですね。住民との意見交換会は常に
やるんですが、最初にやる時は選挙後す
ぐです。これはどういふことかというこ
新しく議員になった人たちが四年間どう
いうことをテーマにするか、ということ
になっているわけです。

じつは議会というのは年間、定例会が
四回で、閉会中は審査はないとすれば
そこでプツンと切られてしまっただけ
機関になるだけなんです。しっかりと調査
研究しましょうということなら、通年的
に動けるような手法が必要だし、さらに
会津若松は通年ではなくて通年、四年間
の任期で何をやるか。そういう発想な
んす。それを、住民のところを起点にお
いて考えているわけです。もちろん議員
自身の課題もあるし、前の期の申し送り
事項もちゃんとあって、それで振ってい
るんですね。

具体的にはどんなものがあるか。たと
えば行政が水道事業を民営化しよう、と
いったときに意見交換会で住民は、「民営
化したら心配だ。今までの方がいい」と。
そこで専門家も呼んで、しっかりと調査研
究をやって提言して、結局民営化は止ま
りました。あるいは鶴ヶ城周辺の開発に
ついて、住民からの不安を受けて議会と
しても調査し、提案して、それが受け入
れられています。

じつは、彼らにとってショックだった
ことが一つありました。一昨年の秋、猪
苗代湖に面した地区で住民との意見交換
をやるうとしたら、断られた。どうい
う事情だったかというところ、その地域の水
給について、何十年言っても行政も議会
も何も動かなかった、だから話すことな
んかない、ということだったんです。

これには彼らもプライドが傷ついたん
です。それで急遽、検討会を立ち上げて、
執行機関との意見交換もやれば、専門家
も呼ぶわと。そうこうするうちに、住民
との意見交換もできるようになって、そ
れらを踏まえて六項目の決議を上げた。
その後、住民が執行機関との意見交換会
をやった時に、「議会が決議した六項目を
〇年以内にやるように要望する」と言っ
ているんですね。住民の方々は議会の方
に向いてきたわけです。

彼らは議決責任を自覚するんですが、
何のためのかといえは、それはやっぱり
住民の福祉を実現することだ。その
ためにはしっかりと「住民に寄り添う」
と言っているんです。これはいい言葉で
しょう。

そうした住民の福祉を実現するために
は、サイクルとして動かしていかなけれ
ばならない。プツンプツン切られ
ちゃったら、結局首長の思いつきばず。
だから議会側からしっかりと政策サイク
ルを回していかなければいけない、とい
うことです。

議会閉会中も、委員会は動けるとい
うことになっている。ただこれも、個別に
付託した案件だけは動けるが、それ以外
には「動けない」という従来の解釈がま
かり通っていて、閉会中審査とか、閉会

中の調査研究はなかなかできなかった。
でも執行機関は年がら年中サイクルを回
しているのに、議会がプツンプツン
切られたらとんでもないということだ。
今ががんばっているところは、所管事務調
査というのを広く取って、委員会は年が
ら年中閉会中でも動いています。

また決算は監視ですが、それで終わら
ない。何のために監視するかというこ
と、予算要望につなげていかなければいけ
ないですね。監視と政策提言はつなが
っているんです。それから議員提案条例が
少ないと、よくマスコミが言っています。
確かに少ないんですが、仮に議員提案に
した時にそれをちゃんと検証しています
か、ということなんです。政策提言か
ら監視へ、ということも連続させなけれ
ばいけない。これは議員提案条例だけ
ではなく、首長から出されることにつ
いてもしっかりと監視しなければいけ
ない。提案された政策に修正を加えて、あるいは
そのまま議決をした。これは政策提言と
位置づけていいと思いますが、五年後
くらいに検証しなければいけません。

それから、追い打ちをかけていく質問
なんていうのも大事だと思います。追跡
質問という制度を設けている自治体もあ
るんですね。どういふことかというこ
と、議会で質問をしますね。そうしたら半年
たったら通告なしで「その後どうな
ったか」質問できる。これは青森県の佐井村
だったと思うんですが、そういう制度が
あると、執行機関も議会も緊張感がある
じゃないですか。

あるいは山梨県の昭和町では、誰もが
聞きたい質問があれば、追跡レポートを
「議会たより」に出しています。これは
よくできるなと思うんですね。質問して
政策提言で終わりにして、ちゃんと
それがどうなったか監視をしている。連
続で考えなければいけないということ
です。

そして何度も言いますが、起点を住民
に置く、総合計画が常に軸にあるとい
うことです。一般質問も好き勝手にする
わけじゃなくて、地域経営の軸としての総
合計画を豊かにする、そういう質問にし

たら、議会全体として理解できるじゃ
ないですか。総合計画を常に意識しながら
質問することが、大事なじゃないかと思
います。

最後になりますが、「議会からの政策
サイクル」の「議会から」の意味です。
執行機関と同じようなことをやったので
は、意味がありません。「議会から」と
いうことの特徴を三つほど、ここで上げ
ています。

まず住民目線。だいたい数値目標とか
は、執行の目線なんです。首長のマニ
フェストなどのような、「これを実現す
る」という目線なんです。それも大切
なんです。議会はもっと「それがどうい
うふうに住民のメリットになっている
か」、「住民の福祉の向上につなが
るか」、「どういふことを意識しな
きゃいけない。これが一点です。

もう一つは、地方行政というのはい
意味で官僚制なんです。官僚制という
は縦割りになる。言葉は悪いですが、セ
クションナリズムになる場合があるん
です。一昨年、神戸市会が震災時にお
ける要介護支援に関する条例を定めました。
この時に委員会が執行機関を呼んでヒア
リングしていた時に、隣同士の役人が「そ
んなこともあったんですか」と言っ
るわけです。行政内部で縦割りになる
、そういうことも起きる。だから横断
的なものは、やっぱり議会として作
動する。あるいは行政が見えないところ
、そういうところを見に行く必要がある
。

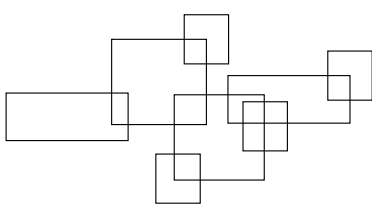
三点目には資源が少ないんですね。例
えば本当に議会が政策サイクルを回し
ていくためには、まだまだ議会事務局
は少ない。政務活動費もどうなんでしょう
か。限られた資源のなかですから、全
体的な視点を持って当たらなければい
けません。全てはできません。そこで
焦点を絞る必要がある。総合計画とか、ニ
ッチー隙間とか、横断的な問題。そう
いうところに当たる必要があるのでは
ないかと思っっています。
何度も繰り返しますが、議決責任を自
覚して政策サイクルを回していきます。

議決責任というのは、議員の自己満足
じゃないんですね。住民の福祉の向上に
つなげていかなければいけない。そのた
めに議会からの政策サイクルというこ
とが、ようやくいくつかの議会でも動き出
しているということです。

議会というのは住民自治の根幹に当
たるわけです。だから議会人だけがが
んばるわけではなくて、住民と一緒に
開かれた議会を作ってかなければなら
ない。今「フォーラムとしての議会」と
いうのを『ガバナンス』という雑誌に
連載していますが、住民が常に関わ
ることを、フォーラムとしての議会と
言っています。

議員と市民の努力で自治が進むこと
を期待して、終わりたいと思います。

2月7日。タイトル、小見出しとも文
責は編集部)



□報告□

ドイツにおける再エネ・エネルギー自治と、電力システム改革

1月27日から30日、再エネと電力システム改革についての調査に同行して、ドイツを訪れた。ドイツではすでに、発電・送電・配電・小売がそれぞれ分離されている。発電、小売は市場競争原理に任されている一方、送電・配電については、同一地域に三重三重に送電網を建設することは基本的にないため、おのずと地域独占になる。したがってこ

これは公正なルールで運営されるべく、厳正な監督の下に置かれる。(送・配電線の所有者には、すべての発電者、小売業者が同じ条件で公平にアクセスできることが義務づけられ、その運営がチェックされる。また送電料金は監視機関によって定められている。)

一方ドイツで起こっているのは、自治体公社がこの配電網を所有しようという動き(再公有化)である。これは、地域がより主体的に自らエネルギーをコントロールしようという「エネルギー自治」の動きといっている。地域で使うエネルギーを地域の資源でつくり(再エネ)、それを自ら配電する、再エネ100%のまちな現実にものになりつつある。

カッセル近郊にあるウォルフハーゲン都市公社は配電網を所有し、市民出資を募って風力を主体に100%のエネルギーの地産地消を目指す。写真上・左はマネージャーのユル氏。

写真下は同公社の社屋。エコ・エネルギーの「新しい現実」を市民に見せる意味もあって建設したパッシブハウス(超省エネ建物)。



バーデン・ヴュルテンベルグ州政府の系統管轄担当者のみなさんと。



一九九六年のEU指令によって始まった電力市場の自由化は、ドイツにおける再エネ事業を大きく促進させる要素となった。同時に多くの配電網が民営化されたが、二十年の所有契約が切れる時期を迎える中で、こうした再公有化エネルギー自治の深化の動きが起きていている。

また再エネが発電量の25%を占めることがほぼ現実視されるまでになるなか、これまでの再エネ促進策の再定義、ないしはバージョンアップも課題にのぼりつつある。再エネが、固定価格買取制度という「ゲタ」なしに、市場価格で取引できるまでに成熟しつつある段階での、新たな市場ルールや価格決定メカニズムをどうするか。この段階での、市場メカニズムを活用した制度設計が議論されているようだ。

こうした議論の背景には集権型か分散型かという、エネルギーシステム(ならびに社会システム)をめぐる大きな論点があることも伺えた。メルケル政権は、脱原発のためにも、北部の洋上風力発電を南部の工業地帯に送る大規模な高圧送電網の建設が必要だとしている。これを「集権型システム発想」として、「エネルギーは使うところで作るべき」だし、「それは可能だ」とする分散型システムからの議論が提起されている。

(ドイツではすでにエネルギー戦略について、主要政党間での大きな違いはない。論争軸は前述したような、「集権型か分散型か」などのような次のステージへと移りつつある。しかし日本の電力関係者のなかには「ドイツのようにならないための教訓」を求めて、ドイツにヒアリングに来るものもいるそうだ。)

エネルギーシステム改革について、従来から日本は「周回遅れ」といわれてきたが、いまや「二周」「三周」遅れになりつつあると痛感。しかし同時に、エネルギー自治や再エネと地域再生という切り口からは、日本の地域とも共有できるところが



写真上 真庭バイオマスの象徴ともいえる銘建工業のバイオマス発電ボイラー。

写真下 供給体制の柱のひとつ、木材事業協同組合の集積基地。この奥に1万キロワットの発電所が建設される。

家族経営のかわいい家、このホテルにも宿泊



多々あると勇気づけられた。今回訪ねたのは、再公有化をめざす自治体公社、再エネ(風力)で地域のエネルギーをまかなおうという自治体公社とその地域連合、ドイツ自治体企業連盟のバーデン・ヴュルテンベルグ州支部(以上、自治体関係)、そして系統(送配電網)を管理する政府機関(連邦政府とバーデン・ヴュルテンベルグ州政府)。

調査に同行させてくださった諸富先生、現地でアレンジしてくださった池田さん、的確なレクチャーをしてくださったシュヴァルツさんに心から感謝。(詳しい報告は次号にて。)

(石津美知子)

□報告□

真庭バイオマスツアー

2月17、18日、岡山県真庭市でのバイオマスツアーを行った。真庭市はバイオマスを軸にした地域資源の活用と、エネルギーの地産地消をめざす先進的な取り組みを展開していること

を、エネルギー源に替えるというシステムをつくっている。つまり「乾いた」材(これまではゴミ扱いだったもの)を有効に活用するシステム。この意味で「地域総ぐるみ」の取り組みになっている。



バイオマス発電の大きな課題は、燃料となる材を集めるシステムができるか、にある。また、製紙チップや建築用材などの他に用途のある材を燃やしてしま

木の課題は、ここでの利益をどうやって「本流の川上」である山元にまで還元していくか。林地残材などの未利用材の活用とともに、100年、200年の持続可能な森林経営への挑戦でもある。

今回とくに印象に残ったこと。製材過程で出る木屑を固めてつくったペレット(銘建工業生産)を、重油の代わりに燃料に使い、温室(トマト)を育てている「清友園芸」の清友さんは「コストが重油の半分というこ

とで成り立っているが、それ以上に、こんな寒いところで重油を焚いて農業をやっているのかと、モヤモヤしたものがあつた。中島社長の「エネルギーに対する冒険」という哲学もそうだが、これがバイオマスの本質ではないだろうか。

また「美林」として知られる戸田代表の実家のヒノキ林(写真右)では、案内してくださった原木市場の専務さんが、「森」という字の形は、下に低木があつて上に高い木があることをあらわしている。地面に近いところは地球のもの、しかしそれだけでは人間の生活ができないので(エネルギーとしても用材としても)、空いている高い空間を借りて人間のための木(スギやヒノキ)を植えさせても

らっている。100年、2000年ちゃんと手入れすれば、そういう森ができる」と。

バイオマスは地域資源を地域で活用し、そこでつくられた価値を地域に再投資していくという新しい社会システムの糸口になりつつある。それを支えているのは、生態系を維持しつつ、その基盤のうえに生業と暮らしが成り立つようなあり方をいかにして持続可能なものにするか、という人々の生き方にほかならないのではないか。(詳しい報告は次号にて。)

(石津美知子)

*真庭バイオマスツアー、次回は7月31日-8月1日(泊2日)で行います。詳細は「日本再生」紙面にて改めて。

□日程のお知らせ□

- ◆「日本再生」読者会・東京(会費 無料)
3月9日(日) 午前10時より
「がんばろう、日本!」国民協議会事務所(市ヶ谷)
- ◆越谷「日本再生」読者会(会費 200円)
3月13日(木) 午後7時より 白川秀嗣事務所
- ◆船橋「日本再生」読者会(会費 300円)
3月11日(火) 午後7時より
NPO法人情報ステーション船橋北口図書館
- ◆北九州「日本再生」読者会(会費 500円)
3月8日(土) 午後3時30分より 小倉商工会館
- ◆京都・青年学生読者会(会費 無料)
3月12日(水) 午後7時より 同志社大学寒梅館
- ◆大阪「日本再生」読者会(会費 500円)
3月13日(木) 午後7時より ドーンセンター

*** 以下は事前のお申し込みが必要です ***

- ◆東京・戸田代表を囲む会【会員限定】
会場 「がんばろう、日本!」国民協議会事務所(市ヶ谷)
参加費 同人1000円 購読会員2000円
- 第134回 「再エネの可能性とリアリティー、省エネの可能性とリアリティー」
3月4日(火) 午後6時45分から9時まで
ゲストスピーカー 歌川学・産業技術総合研究所主任研究員

- 第135回 『あれも、これも』から『あれか、これか』への転換をめざして」
3月20日(木) 午後6時45分から9時まで
ゲストスピーカー 尾崎やすお・東大和市長

- ◆シンポジウム 「自治体財政と地域民主主義」
4月13日(日) 13時から17時 アルカディア市ヶ谷 5階「大雪」
参加費 2000円
《問題提起とパネルディスカッション》
廣瀬克哉・法政大学教授、諸富徹・京都大学教授、田中秀明・明治大学教授
松本武洋・和光市長、石津賢治・北本市長

- ◆関西政経セミナー
「地域の課題を解決する地域の総合力—地域自主組織の底力」
4月27日(日) 14時から18時 エルイン京都 会議室
参加費 1000円
《問題提起とパネルディスカッション》
岩崎恭典・四日市大学教授、諸富徹・京都大学教授
川勝健志・京都府立大学准教授、田中誠太・八尾市長、隠塚功・京都市議
四方源太郎・京都府議、山中光茂・松阪市長(予定)

■問い合わせ 03-5215-1330



オリーブの島の百姓日記

②

—持続可能な農業経営と地域自治—

私は現在五八歳。一九九二年に香川県小豆島にUターンし、就農して二十年になる専業農家です。柑橘九五アール、オリーブ二十アール、スモモ二十アールを露地栽培で栽培している果樹専業の経営体です。前回の寄稿(2012.11)から二年、農業経営と地域の現状について報告します。

後継者育成について

前回寄稿後すぐに父親が亡くなり、我が園でも後継者育成が最大の課題となりました。そんな中、以前から農業を志していたと言っていた姪の家族(20代後半の夫婦、乳児2人)が昨年一月に横浜から移住し、同居しながら一緒に仕事をすることになり、後継者育成の実践が始まりました。

結果は半年で失敗しました。後継者ではなく、全く別個に自分で新規就農したいということまで、出て行きました。同居生活

の窮屈さや家族内の人間関係等が直接の原因ですが、本質的には「後継者」という意味の理解が全く違っていた、ということだと思っています。

一時代をかけて創ってきた経営基盤、技術、資源を受け継ぎ、維持し発展させていく、最低そういう感覚や覚悟は持って来ているものという前提がなかったのです。今の三十前後の世代にそういうことを要求すること自体が、無理なことなのかわかりません。というより、このことを教育していくことが後継者育成のまず一歩なのかわかりません。

といつの間にか、「後継者」を広く募集しています。島で農業を志すという若者で、前述した「後継者」についての感覚や覚悟がある人を求めています。

現在、政策的には新たな「担い手育成」の柱になっているのは「青年就農給付金制度」です。地域で一人、農地プラン

を作成し、その中で新たな担い手と位置づけられた者に年間百五十万円を給付する仕組みです。地域で農業の再生について話し合い、計画をつくらせようという意図はわかりますが、現実には、県内でも給付金目的に「作文」としてのプランをつくらせて申請するというような状況で、予想をはるかに超える数になってしまっています。

農業が主産業である地域なら自主的なプラン作りも可能ですが、現実にはより淘汰されていく、個として頑張っているというものが実状ではないかと思えます。そういう地域の実態をふまえた、市町村独自の支援策をうまく組み合わせていくことが必要だと思っています。

持続可能な農業とは

農業は非常に懐の深い産業でも、持続可能な産業として再生していくには、自立した家族経営

営の専業農家が基軸、土台になる必要があるというのが、従来から私が感じていたことです。

『日本再生』四一七号でいうところの「地域自立の再生論」で「生態系を維持しつつ、その基盤のうえに生業を暮らして成り立つようなあり方をいかにして持続可能なものにするか。これを軸にして『国際競争に勝ち残る農業』や『積極的撤退』を補完的に位置付けていくという道すじ」をどう見出しているか、という点と一体のものとして、具体化していかなければと思っています。

島ではオリーブを題材として、オリーブの葉を餌にしたオリーブはまち」や搾油滓を餌にした「オリーブ牛」などの商品開発に成功しており、また試作段階ですが、剪定枝を堆肥化した「オリーブ堆肥」作りにも取り組んでいます。

つい先日は鳥獣害対策の先進地視察として、京丹後市と丹波

市のシカ・イノシシの食肉加工・販売施設と、そのシステムを見学してきました。島でもシカやイノシシの被害が深刻化して、山あいの畑はすべて網等で囲まないと作れないという状況です。年間四百頭のシカの駆除も行い、その埋設処分にも困っています。

これらの取り組みも、従来は行政主導、国の補助金頼みでなかなか採算の合うビジネスにはならないということが多かったが、農家も含めてその可能性を探っていくという気運は出てきています。

地域活動について

昨年からの時間を割かれることが多くなったのが、自治会や公民館活動です。小豆島は、旧小学校単位での公民館活動や自治会組織が、また割としっかり残っているところです。

公民館活動はUターン直後からやらされ、昨年までは厚生部

長として、夏の盆踊り大会や精霊流し、秋の敬老会などを担当してきました。昨年から、集落(七十世帯あまり)の自治会長になり、今年からは持ち回りで、地区全体(五百世帯あまり)の連合会長をやらされています。

幼稚園や小学校の卒業式や入学式に出席したり、おまけに神社の地区総代にも自動的に当選されるというところで、先日は節分祭の豆まきにも行きました。(これは悪習だと思います。また、この自治連合会というのが曲者で、選挙とかになれば住民

一面から続く

は戦前的な価値観に甘い」という奇妙な「冷戦的な分裂」、つまりは一種の思考停止が続いたわけです。自分の力で自由な発想で「枢軸に与して亡国に至った」歴史や、「周辺国の名譽を毀損し続けた」あるいは「成熟した経済社会を築けなかった」歴史への反省を行うというところについては、ドイツほどの徹底は出ていません(『http://www.newsweekjapan.jp/teizei/2014/02/post-629.php』) われわれが守るべきものは「過去の名譽」ではないはずだ。守るべきものは、戦後築きあげてきた国際社会での信頼であり、自由や民主主義を発展させるための価値観の共有であり、その基礎となるべき成熟した経済社会である。そこに必要なことは、「自分の力で考える」ということだ。

それは「一人で考える」のではなく、議論を重ねることができるといっている。議論を重ねるためには、独善性を排さなければならぬ。そして「あの時はしかたがなかった」とか「みんなそうだった」ではなく、「自分たちでこう決めた、だからみんな責任をとる」↓「きちんと考えて決めないと、その

の意思とは別に、自民党の支持組織として動くということになる。)

いずれも組織はしっかりあるものの、例年通りの行事を維持していくのが精一杯という現状です。最近では行政の下請け、補完組織という色合いが濃くなっています。

しかし、そういう中でも地域で解決していかなければいけない課題は様々出てきます。高齢化―独居老人の世話や3.11以降は自主防災対策などです。(細口欣哉)

ツケもかぶる」ということだ。自分の力で考えるところから依存と分配の時には見えなかった「小さな矜持」も見えてくる。(憲法は) 国家権力を縛るものだからという考え方があがるが、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的考え方」というトンチンカチ理解では成熟した民主主義における立憲主義(国民主権の深化発展)は到底見えない。「持たざる国」の20世紀型背伸びで原発に頼り続けていけば、再エネと省エネこそ成長産業、という成熟した自立分散型社会にはほど遠いことになる。20世紀型国民国家のナショナリズムに対して、同じ土俵で対抗しているのは、21世紀の課題先進国の道は開けない。

3.11後の「新しい現実」を未来への一歩とするか、土建国家・原発拜金主義・歴史修正主義と排外主義として漂流するか。自治の現場で足元をしっかりと見定め、未来を誤りなく選び取る。

新刊紹介
市民自治
みんなの意思で行政を動かす、自らの手で地域をつくる
福嶋浩彦 著
ディスカヴァー携書
1050円